

坂町公共施設等総合管理計画

広島県坂町

平成 29 年 3 月 策定
(令和 4 年 3 月 改訂)

目 次

1 計画の趣旨及び計画概要	1
1-1 計画の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 対象施設	3
2 人口推計と財政状況	4
2-1 人口推計	4
2-2 財政状況	6
3 公共施設等の現況	8
3-1 公共施設の現況	8
3-2 インフラ施設の現況	22
4 公共施設等の将来の見通し	24
4-1 直近 10 年間の投資的経費の実績	24
4-2 公共施設の将来コストの見込み	25
4-3 インフラ施設の将来コストの見込み	26
4-4 公共施設等の将来コストの見込み	27
4-5 長寿命化対策	28
5 削減目標及び計画期間	29
5-1 現状及び課題に対する基本認識	29
5-2 削減目標	30
5-3 計画期間	30
6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	31
6-1 計画の基本方針	31
6-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	32
6-3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	37
7 公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	39
7-1 公共施設の課題と管理方針	40
7-2 インフラ施設の課題と管理方針	42
7-3 土地の課題と管理方針	43

1 計画の趣旨及び計画概要

1-1 計画の趣旨

本町では、公共施設の効率的かつ効果的な維持修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、保有する公共施設等の総量の最適化と有効活用を図る継続的な取組（公共施設等マネジメント）を実行するために、平成 29 年 3 月に「坂町公共施設等総合管理計画」（以下「既存計画」という。）を策定し、その計画に基づき公共施設等マネジメントを推進してきました。

しかし、本格的な人口減少や少子高齢化を迎え、社会構造や公共サービスに求められる需要も変化することが予測される中、公共サービスの在り方を継続的に見直していく必要性があります。さらに、保有している公共施設等が老朽化し、多くの施設が更新時期を迎えることで、近い将来に施設の維持管理のために多額の費用が必要になると見込まれています。

財政面では、災害復旧事業や新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い、平成 30 年度から令和 2 年度は例年と比べて多額の歳入・歳出となりましたが、今後は少子高齢化や生産年齢人口の減少などの影響により、税収の増加を見込むことは困難な状況です。また、社会保障関連経費の増加等があり、厳しい財政運営を余儀なくされることが想定されます。

このような状況を踏まえ、公共施設等マネジメントをより一層推進するために、既存計画の考え方を踏襲しつつ「坂町公共施設等総合管理計画」を改訂（以下「本計画」という。）します。なお、本計画は、既存計画の計画期間（30 年）を継続し、実施した取組の結果を見直し、また、一層の充実を図るため、5 年ごとに改訂を行うこととします。

■公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画とは、総務省で以下のように示されています。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの

1-2 計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「坂町第5次長期総合計画」に即したものとします。

その上で、既存計画の考え方を踏襲しつつ、各施設の役割や機能の明確化、地域での課題の共有化、民間事業者の参画等による保有施設の有効活用などに着目し、公共施設等の管理に関する基本的な方針とします。

また、坂町役場、公民館をはじめとする「公共施設」や道路、橋りょうをはじめとする「インフラ施設」の個別施設計画については、本計画を上位計画として本計画に即したものとするために、計画の方針や内容等の整合を図っていきます。

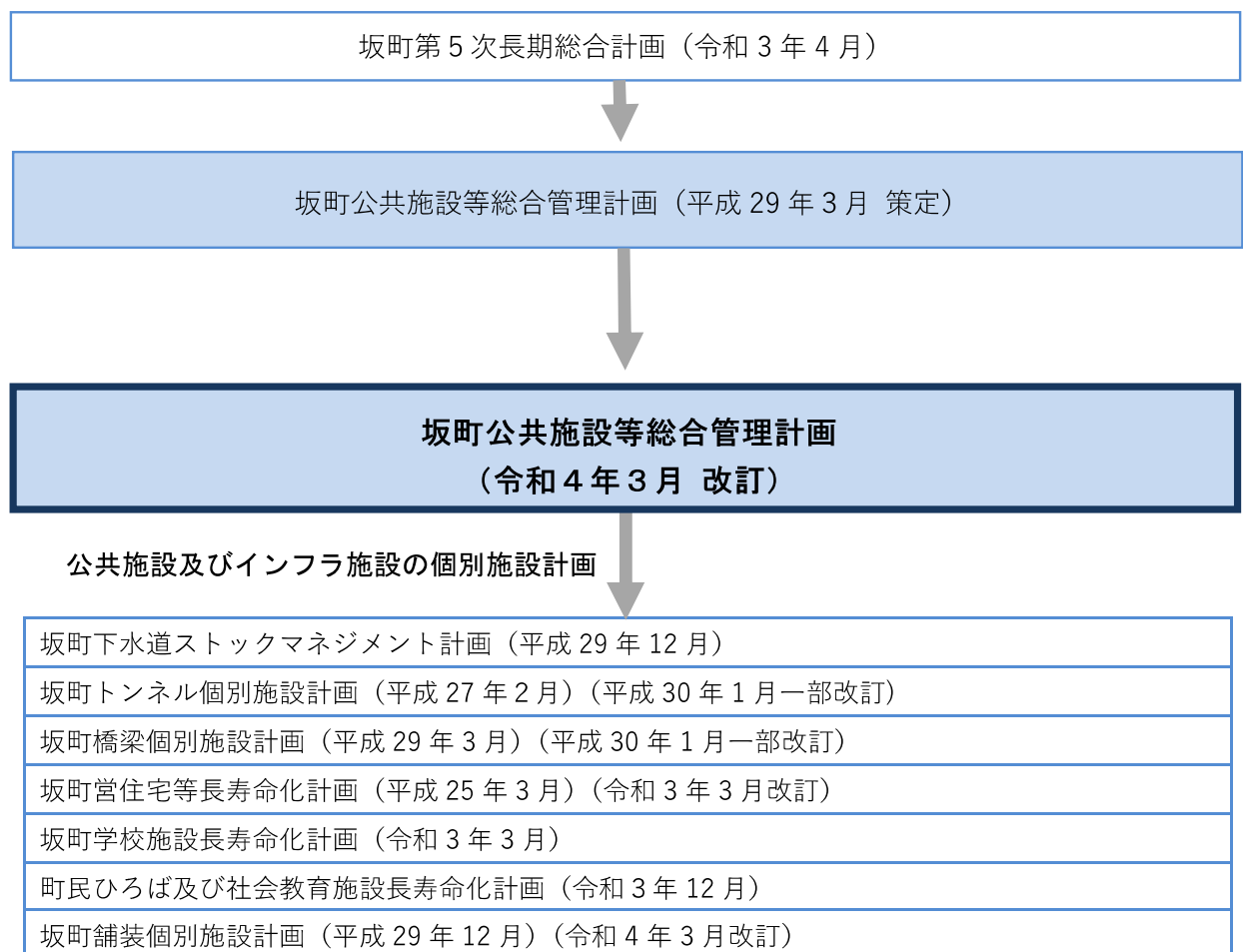


図 1-1 計画の位置付け

1-3 対象施設

本計画で対象とする施設は、本町の保有する公共施設等のうち、公共施設、インフラ施設を合わせた「公共施設等」を対象範囲とします。

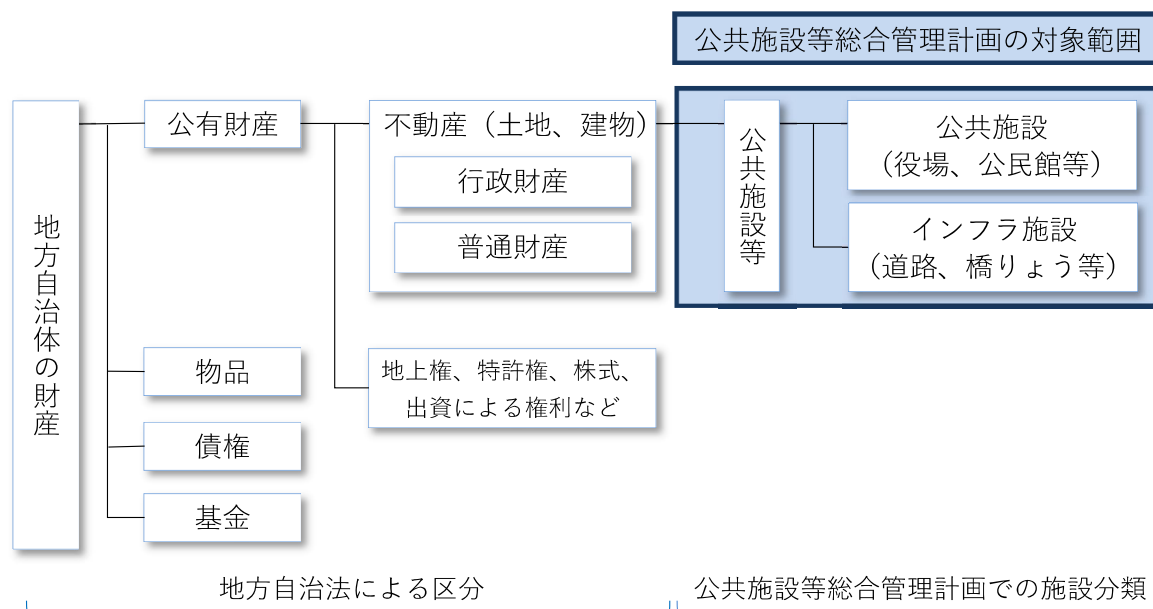


図 1-2 町が管理する財産

本計画の対象とする公共施設等のうち、公共施設（一部インフラ施設の建物を含む）は 71 施設、118 棟、70,247.57 m²（令和 4 年 3 月時点）となっています。施設の一覧・分類は第 3 章で整理しています。

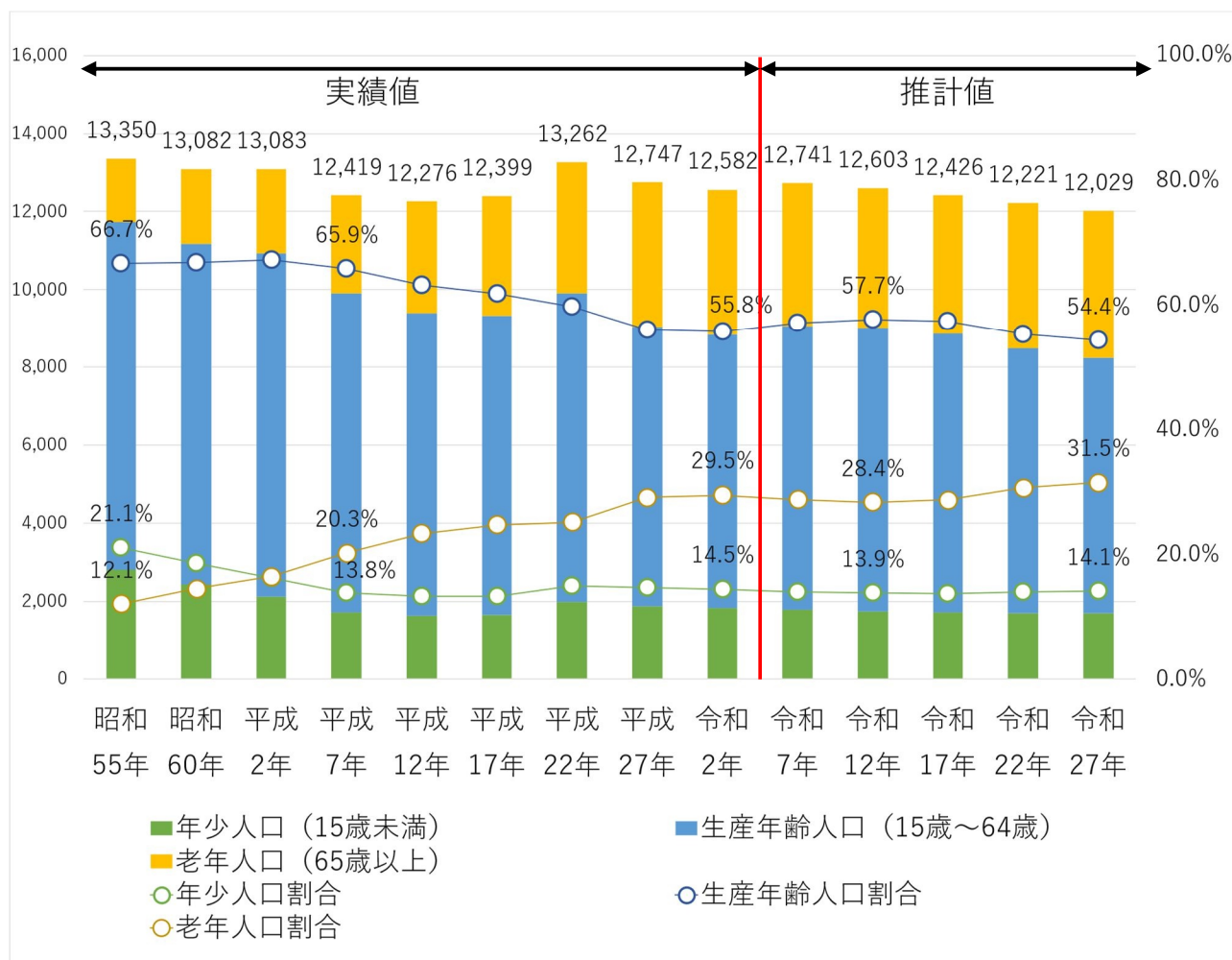
2 人口推計と財政状況

2-1 人口推計

2-1-1 人口推移と将来人口推計

本町の人口は昭和 55 年に 13,350 人に達した後、平成 17 年までわずかに減少しましたが、平成 22 年に再び大きく増加し 13,262 人になった後、減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は令和 27 年には 12,029 人になると推計されており、人口減少は他の都市に比較して深刻なものにはならないと考えられます。

年齢 3 区分別の人口構成をみると、65 歳以上の老年人口割合は、昭和 55 年以降一貫して増加傾向にあり、生産年齢人口割合は減少傾向を示してきましたが、今後は現在の水準を維持するものと推計されています。年少人口割合も今後はほぼ一定の割合で推移するものと推計されています。



出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

図 2-1 年齢 3 区分別の人口推移

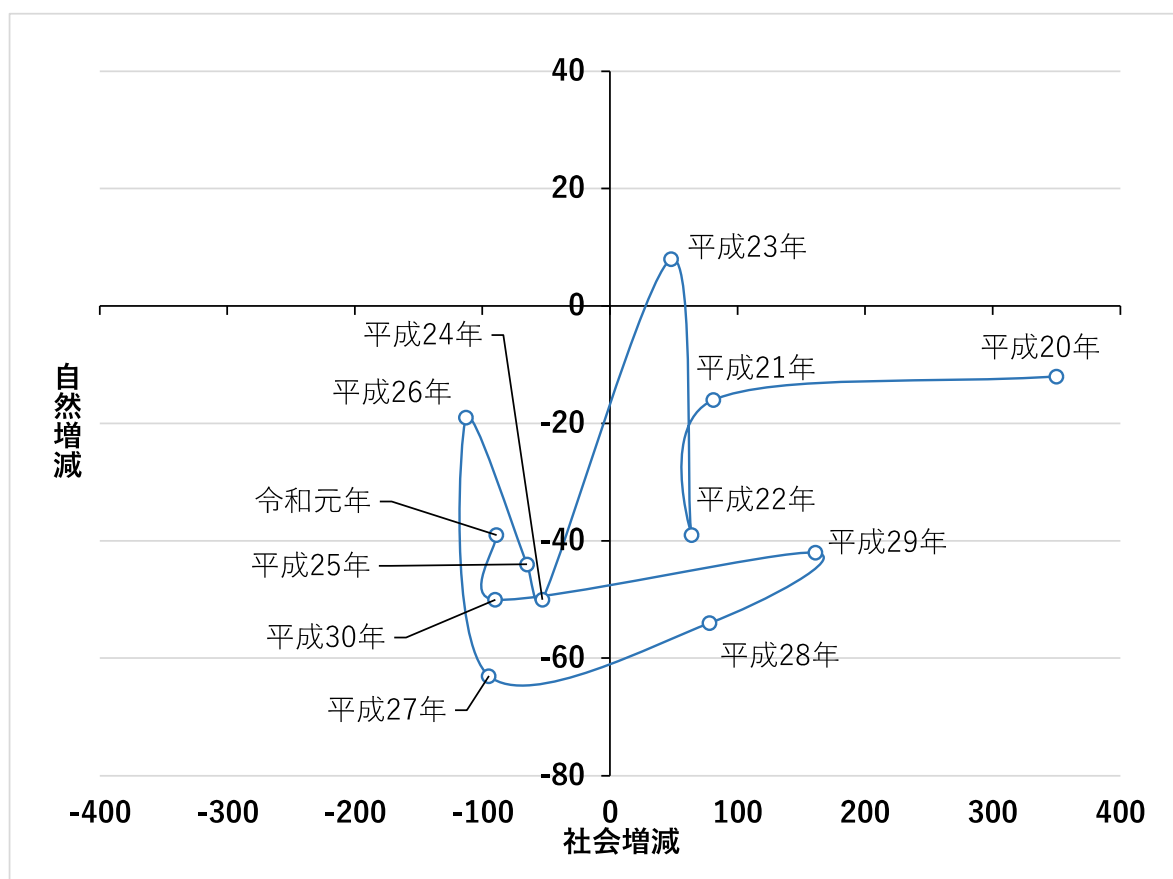
2-1-2 人口動態

「広島県人口移動統計調査報告」によると本町の人口は平成20年から令和元年までの12年間で143人の減少がありましたが、転出入による社会増減では277人の増加、出生と死亡による自然増減では420人の減少となっています。

なお、転入者数が転出者数を上回ったのは12年間で6回、出生者数が死亡者数を上回ったのは1回となっています。

表 2-1 人口動態

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
自然増減	-12	-16	-39	8	-50	-44	
社会増減	350	81	64	48	-53	-65	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計
自然増減	-19	-63	-54	-42	-50	-39	-420
社会増減	-113	-95	78	161	-90	-89	277



出典：「広島県人口移動統計調査報告」より作成

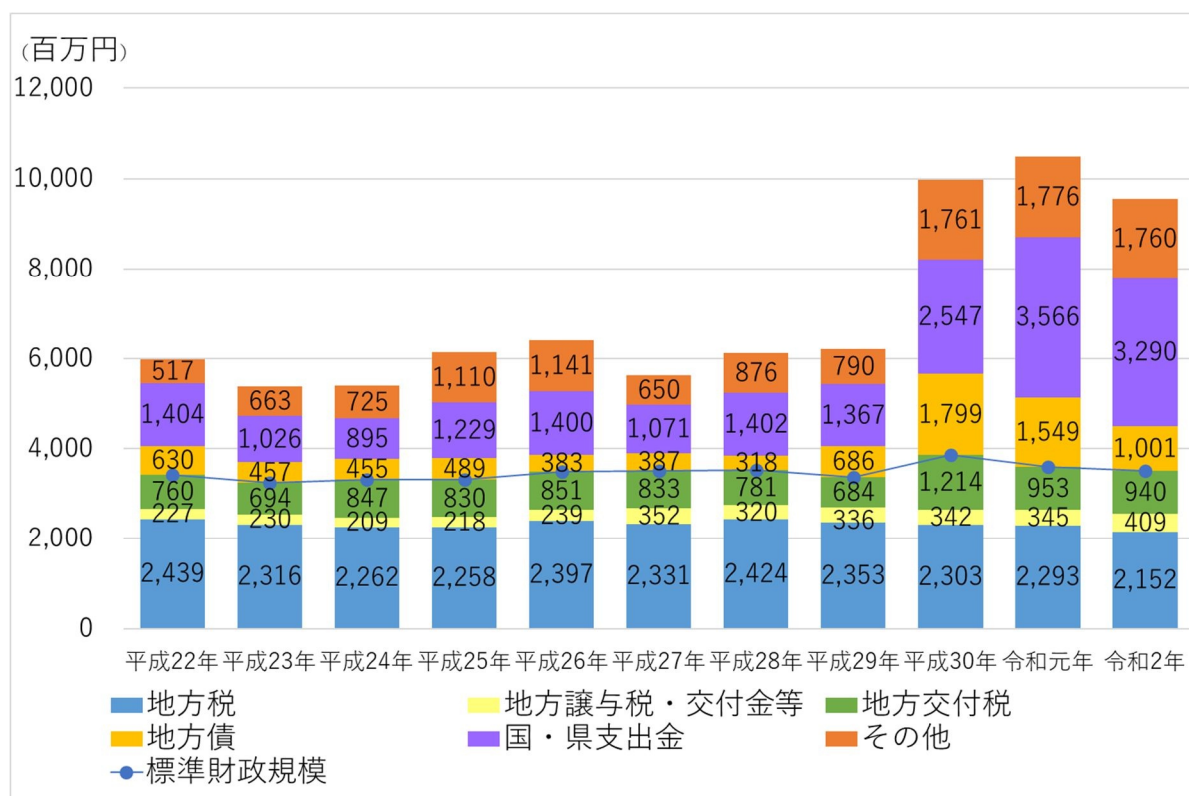
図 2-2 人口動態

2-2 財政状況

2-2-1 歳入の状況

町の歳入は、平成 22 年度から平成 29 年度までは、60 億円前後での横ばいの状況にありましたが、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間は、平成 30 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策の影響等により、その対策として国庫・県支出金の増額や地方債の発行により歳入規模が 90 億円を超えるものとなっています。令和 3 年度は、道路橋梁災害復旧事業費などが縮小されますが、約 76 億円の歳入予算となっています。

町の歳入の自主財源としての根幹をなす町税収入は、近年はほぼ横ばい傾向にありましたが、平成 30 年 7 月豪雨災害による経済活動の停滞、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税の徴収猶予等により平成 30 年度以降は減少傾向にあり、令和 2 年度は約 21.5 億円となりました。

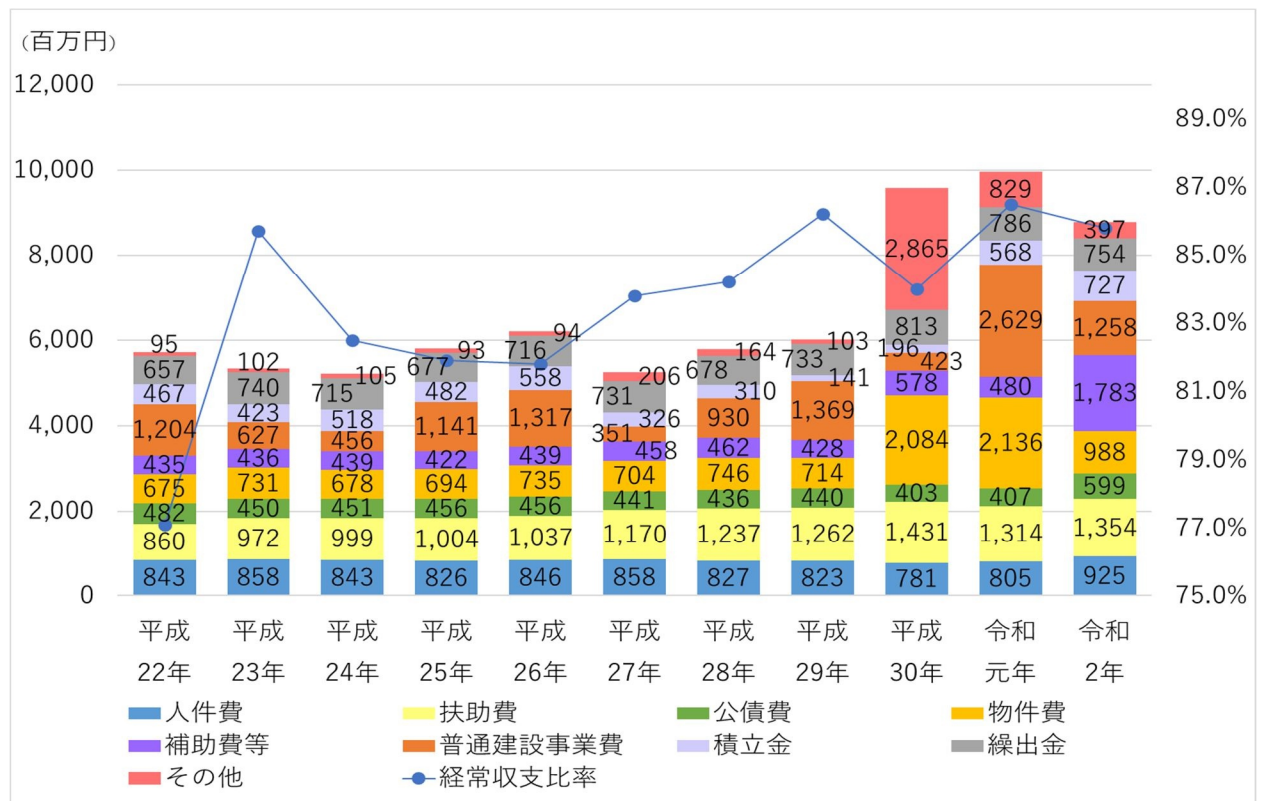


出典：総務省地方財政状況調査関係資料【市町村決算カード】より作成

図 2-3 歳入の推移

2-2-2 歳出の状況

歳出においては、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間は、平成 30 年 7 月豪雨災害や災害公営住宅の整備、新型コロナウイルス感染症対策の影響等により、災害復旧事業費や普通建設事業費、物件費などが大きく膨らんでいます。令和 3 年度は、それら歳出は縮小されますが、約 76 億円の歳出予算となっています。



出典：総務省地方財政状況調査関係資料【市町村決算カード】より作成

図 2-4 歳出の推移

（1）財政の健全性

本町の財政健全化判断比率は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「将来負担比率」のいずれもが「－」となっています。財政赤字も将来負担すべき実質的な負債もない状況となっており、また、公債費等の負担も小さく、財政が健全であることを示しています。

平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興のための借入れが膨らんだことにより、プライマリーバランスがマイナスとなっていますが、借入金の返済により解消される予定です。

表 2-2 財政健全化判断比率等

指標名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実質公債費比率	5.3	4.9	4.5	3.9	3.6
プライマリーバランス	368,527	364,388	△142,817	△1,939,753	△206,386

プライマリーバランスの単位：千円

3 公共施設等の現況

3-1 公共施設の現況

3-1-1 対象施設（71 施設）の現況

本計画の対象となる公共施設における施設類型は、総務省から提示されている分類を参考として整理したものが下表になります。

また、次ページ以降に公共施設の配置と「標高」「土砂災害警戒区域等」「津波浸水想定区域」とを重ね、災害時の公共施設の安全性を確認します。

表 3-1-1 本計画の対象とする公共施設（71 施設）

分類	施設名	延床面積（㎡）
行政系施設	坂町役場	4,773.59
	平成ヶ浜町有施設	636.26
	水防仮設倉庫	50.00
	坂第1分団第1部消防ポンプ格納庫（西側）	18.43
	坂第1分団第2部消防ポンプ格納庫（上條）	26.10
	坂第2分団第3部消防ポンプ格納庫（中村）	75.67
	坂第2分団第4部消防ポンプ格納庫（刎条）	27.46
	坂第3分団第5部ポンプ格納庫（浜宮）	31.47
	坂第3分団第6部ポンプ格納庫（森浜）	24.55
	横浜第1分団第1部ポンプ格納庫（横浜一部）	23.18
	横浜第2分団第2部ポンプ格納庫（横浜二部）	23.18
	横浜第2分団第3部ポンプ格納庫（横浜三部）	29.81
	横浜第1分団第4部ポンプ格納庫（鯛尾）	23.92
	横浜第3分団第5部ポンプ格納庫（植田）	29.22
	小屋浦分団第1部ポンプ格納庫	33.12
	小屋浦分団第2部ポンプ格納庫	22.10
	横浜第3分団第6部ポンプ格納庫（水尻）	16.14
スポーツ・レクリエーション系施設	北新地管理棟	169.38
	B & G 海洋センター	1,912.19
学校教育系施設	坂中学校	8,081.85
	坂小学校	5,668.22
	横浜小学校	4,657.35
	給食センター	815.80
	小屋浦小学校	3,737.79
	坂小学校プール	216.50
	横浜小学校プール	61.58
	小屋浦小学校プール	74.48
	坂中学校プール	118.50
社会教育系施設	坂公民館	360.96
	坂駅南口複合施設（図書館）	1,039.29
子育て支援施設	平成ヶ浜保育所	694.51
保健・福祉施設	保健センター	798.47
産業系施設	坂町漁船巻揚施設	12.00

表 3-1-2 本計画の対象とする公共施設（71 施設）

分類	施設名	延床面積（㎡）
町民文化系施設	坂町町民センター	3,595.32
	横浜ふれあいセンター	484.92
	小屋浦ふれあいセンター	1,027.76
	コミュニティーホールさか	399.98
	町民交流センター	5,709.51
公営住宅	宮崎樋守住宅	38.08
	鯛尾住宅	436.05
	平成ヶ浜住宅 1 号館（町営住宅）	2,052.81
	平成ヶ浜住宅 2 号館（町営住宅）	1,548.82
	平成ヶ浜住宅 3 号館（町営住宅）	1,009.23
	宮上住宅	29.70
	ベイシティー坂	4,434.78
	坂町有住宅（めじろコーポこやうら）	6,707.76
	北新地二丁目住宅	2,945.98
	坂東二丁目住宅	291.01
	坂東三丁目住宅	182.94
	横浜中央二丁目住宅	294.14
	小屋浦一丁目住宅	2,045.11
公園施設	横浜公園 （展望台・便所・給水ポンプ庫・防災パーゴラ）	94.58
	向田児童遊園地便所	9.02
	頭部（ずぶう）みはらし公園展望台	30.00
	水尻ベイサイド遊歩道展望台	15.00
	天神堂見晴らし遊歩道展望台	23.00
	森山遊歩道山頂展望台	15.00
	小屋浦いこいの森展望台	28.00
	きらり・さかなぎさ公園（東屋・便所）	62.00
供給処理施設	藤之脇ポンプ場	108.54
	丸子ポンプ場	148.85
	向田ポンプ場	106.02
	横浜ポンプ場	140.62
	浜宮ポンプ場	152.66
	たいびエコセンター	442.69
その他	横浜西津波災害一時避難場所（防災パーゴラ）	13.20
	横浜中央津波災害一時避難場所 （防災パーゴラ・便所）	32.14
	坂町災害伝承ホール・防災パーゴラ	157.24
	北新地倉庫	50.25
	循環バス車庫	59.43
	坂駅南口複合施設（駐輪場）	1,038.06
	水尻駅便所	4.30
		70,247.57

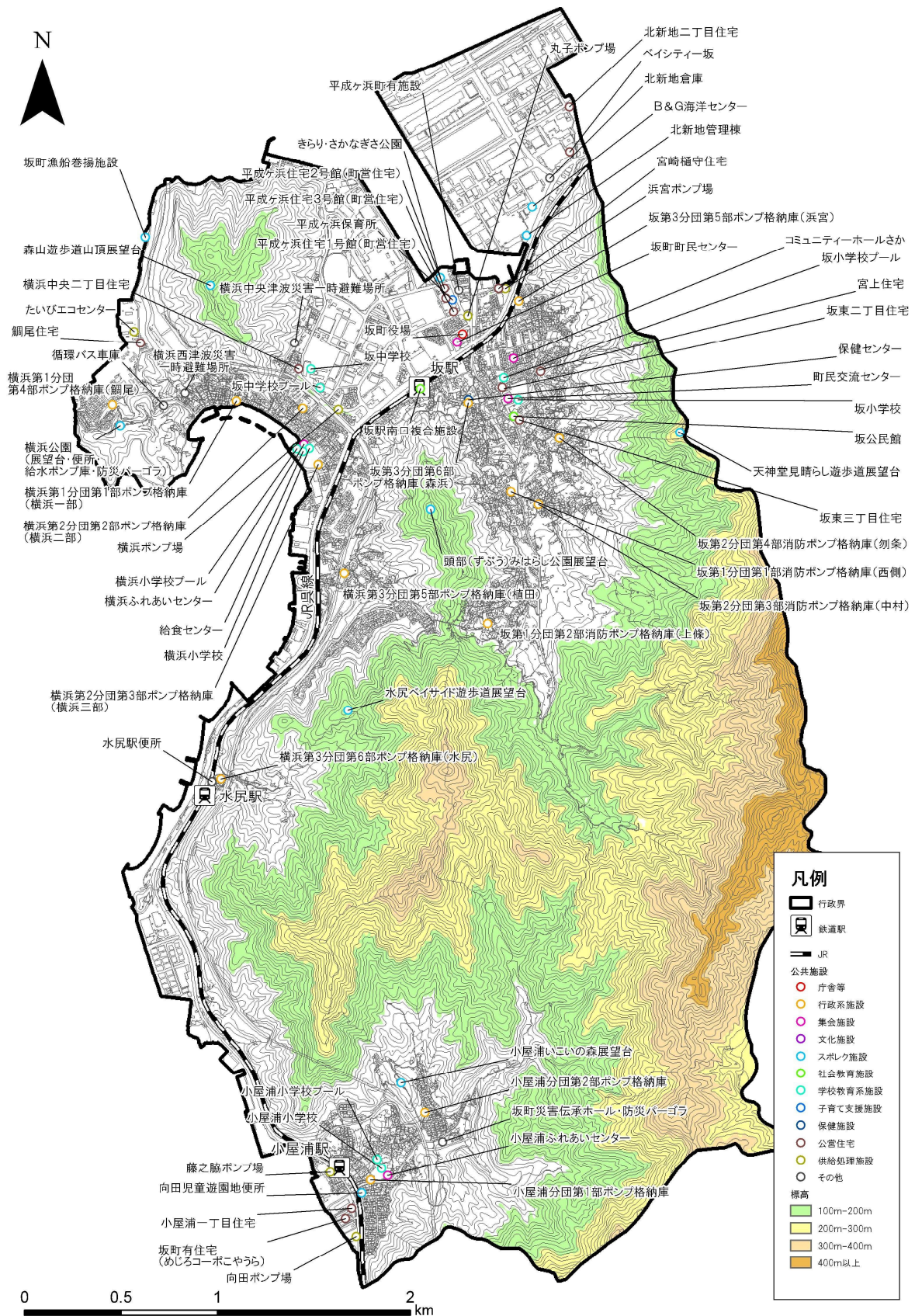


図 3-1 公共施設配置状況

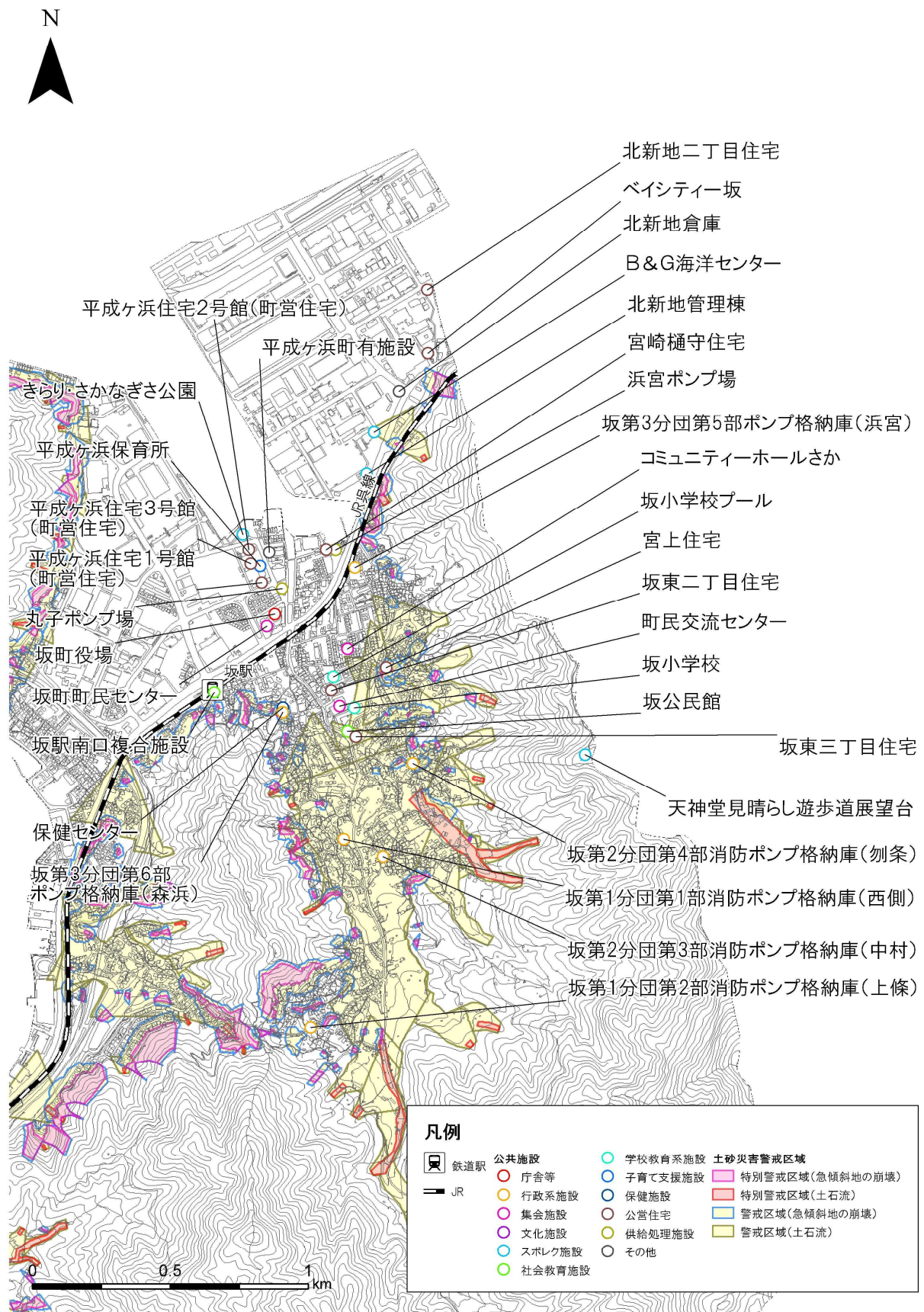


図 3-2 公共施設配置 土砂災害警戒区域（令和4年3月1日時点）重ね図（坂地区）

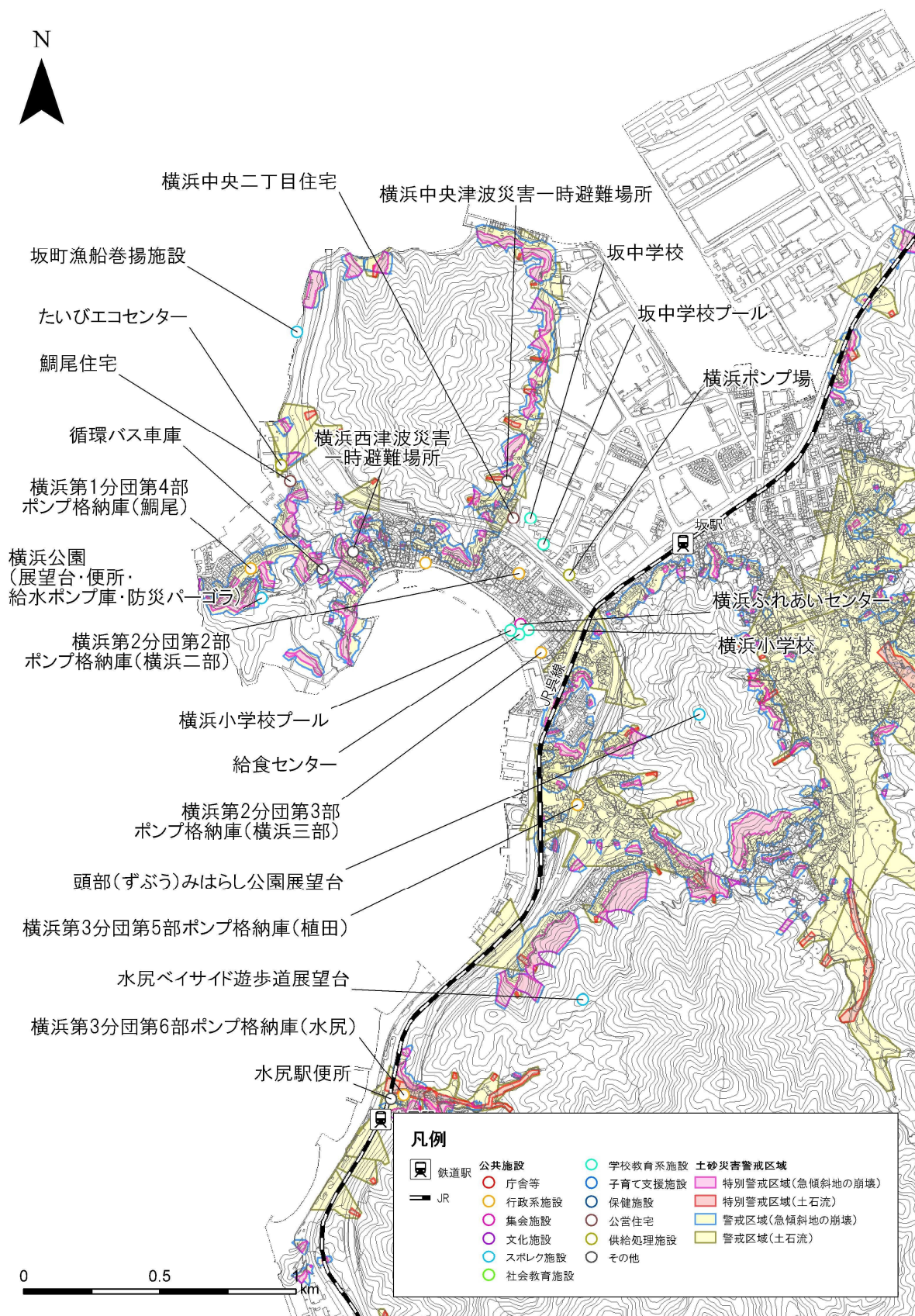


図 3-3 公共施設配置 土砂災害警戒区域（令和 4 年 3 月 1 日時点）重ね図（横浜地区）

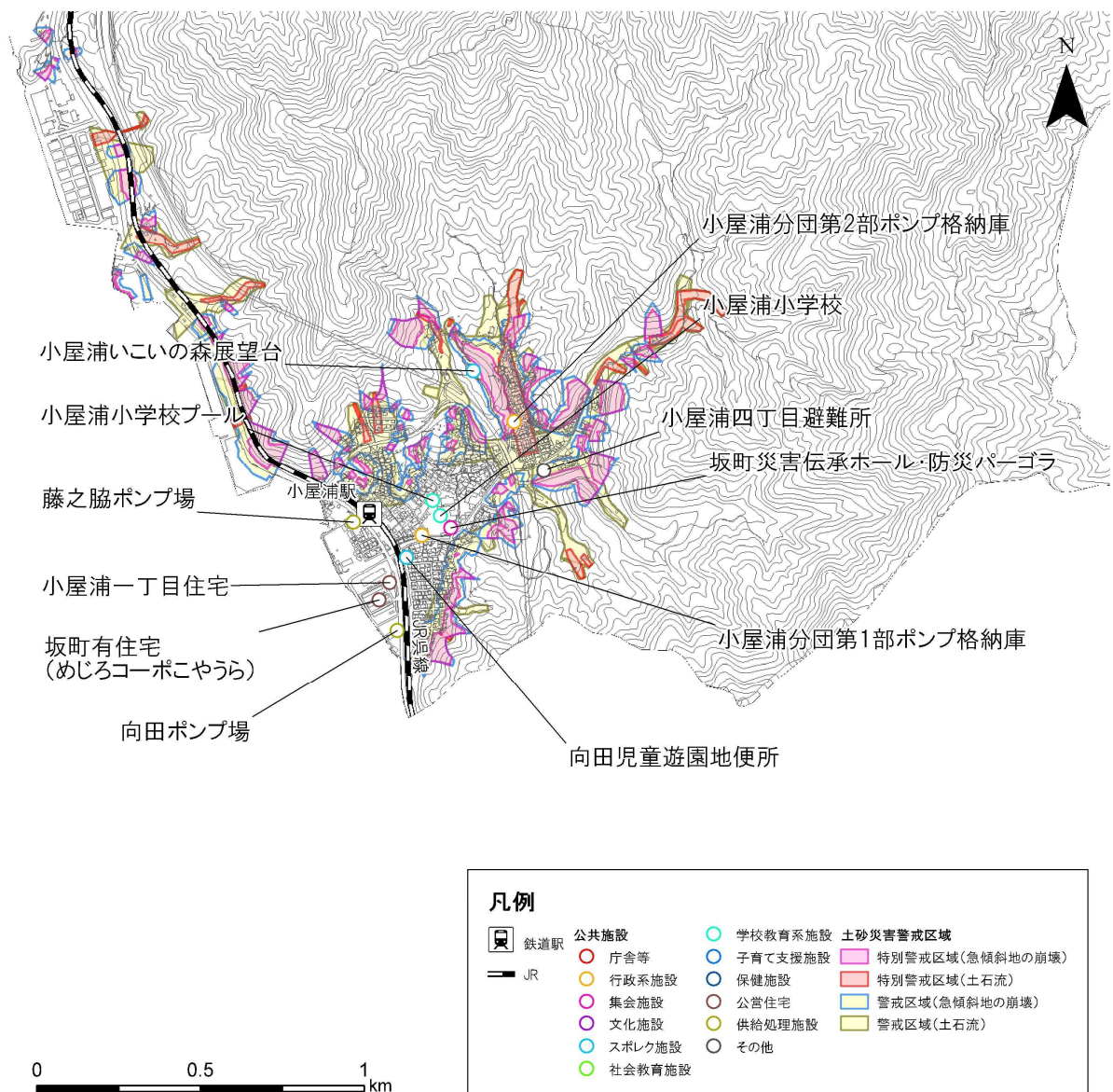


図 3-4 公共施設配置 土砂災害警戒区域（令和 4 年 3 月 1 日時点）重ね図（小屋浦地区）

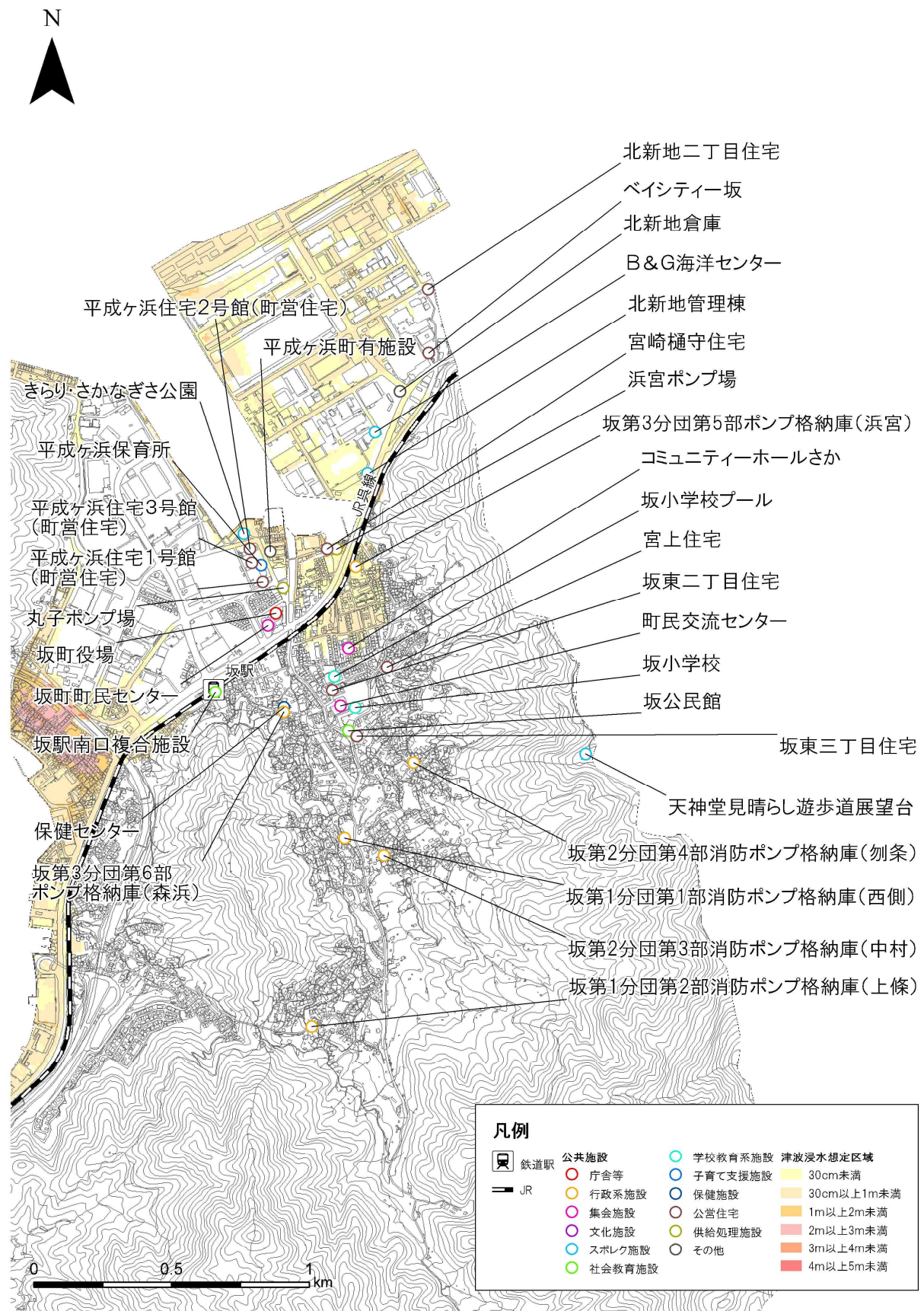


図 3-5 公共施設配置 津波浸水想定区域(令和4年3月1日時点)重ね図(坂地区)

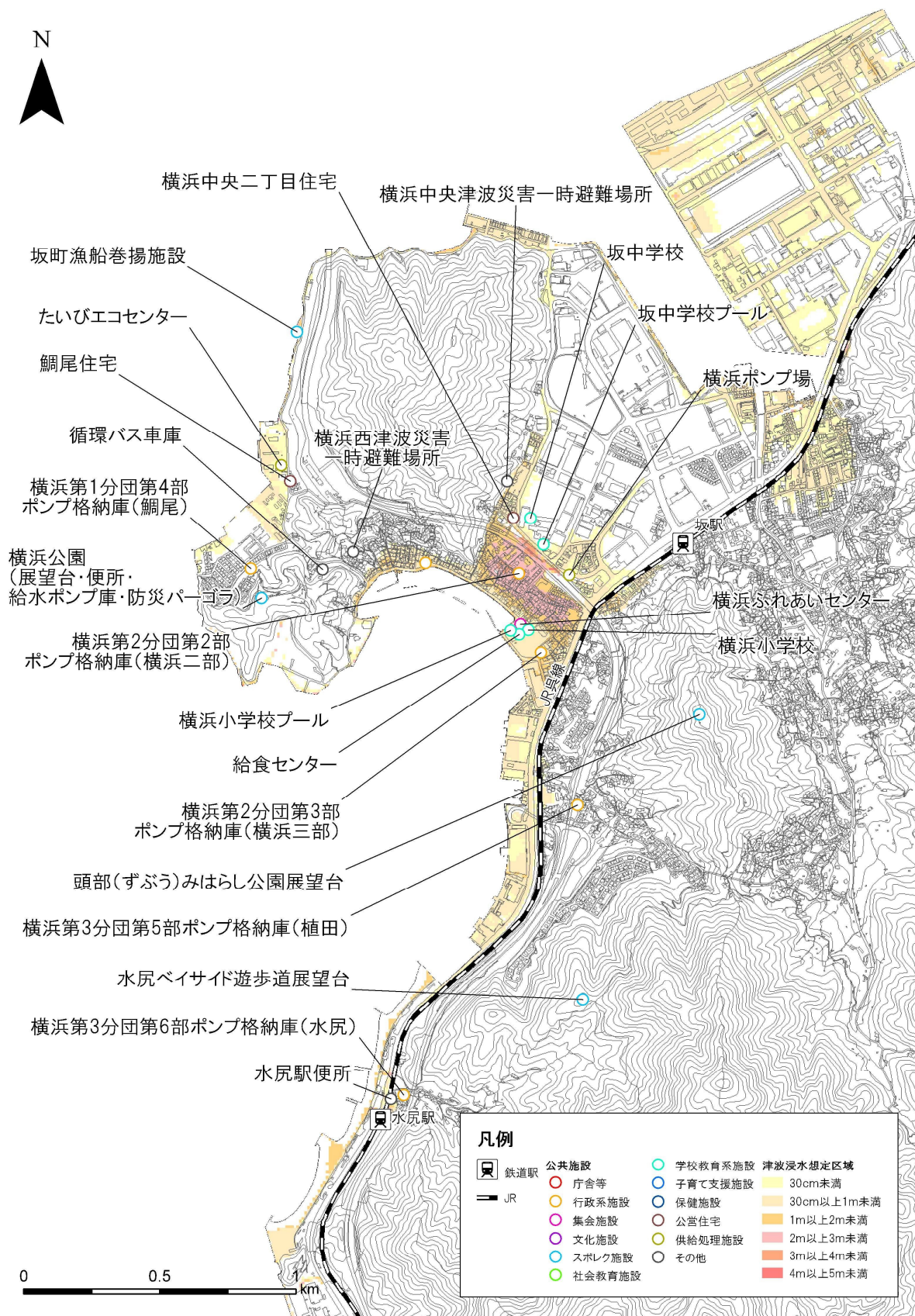


図 3-6 公共施設配置 津波浸水想定区域(令和4年3月1日時点)重ね図(横浜地区)

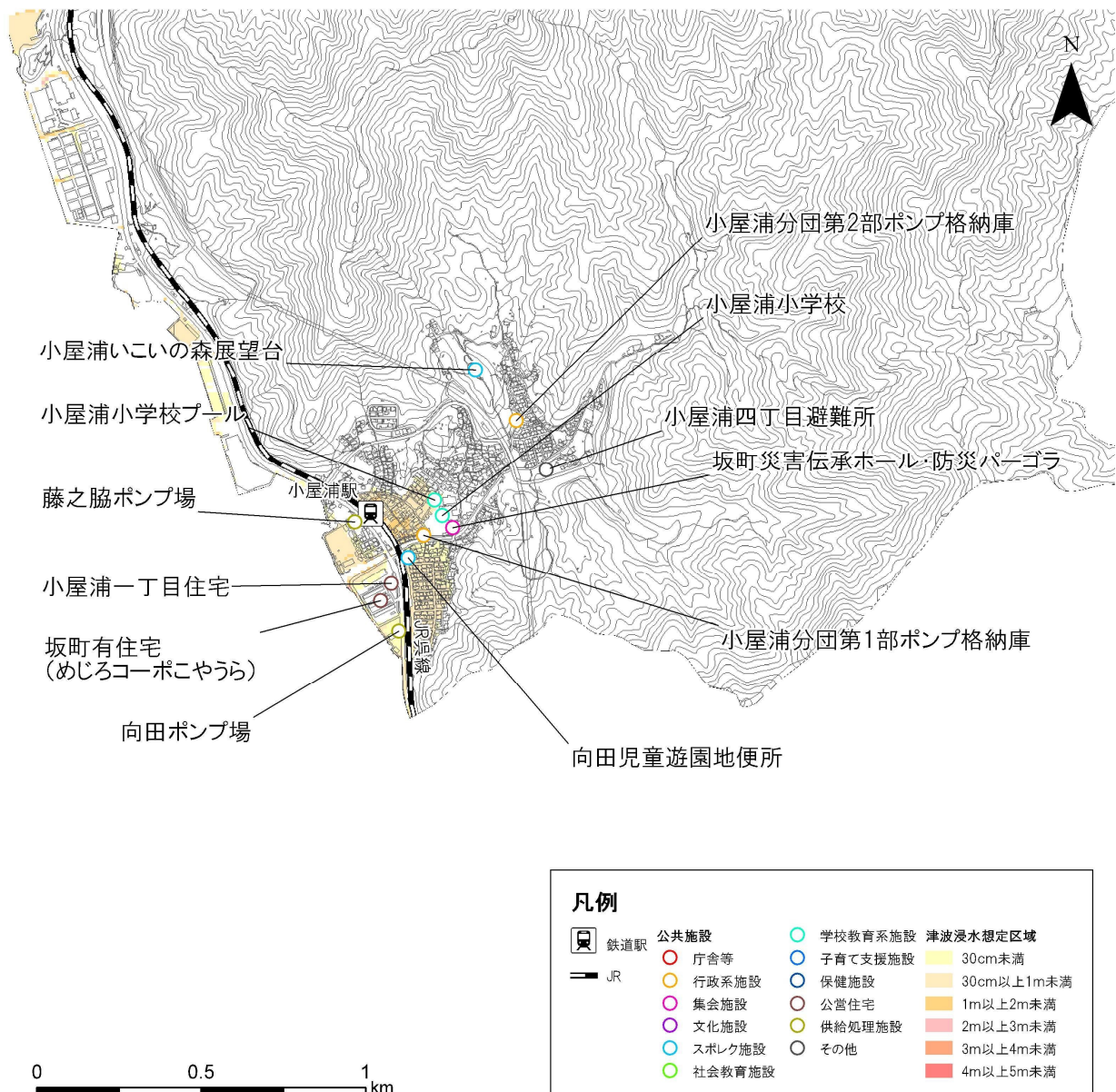


図 3-7 公共施設配置 津波浸水想定区域（令和 4 年 3 月 1 日時点）重ね図（小屋浦地区）

3-1-2 公共施設の延床面積

(1) 施設分類ごとの延床面積

公共施設の総延床面積は、令和4年3月時点で70,247.57㎡となっています。
施設分類ごとの内訳は、学校教育系施設が33.36%と最も多く、次いで公営住宅が31.34%となっており、この2分類で全体の約65%を占めています。

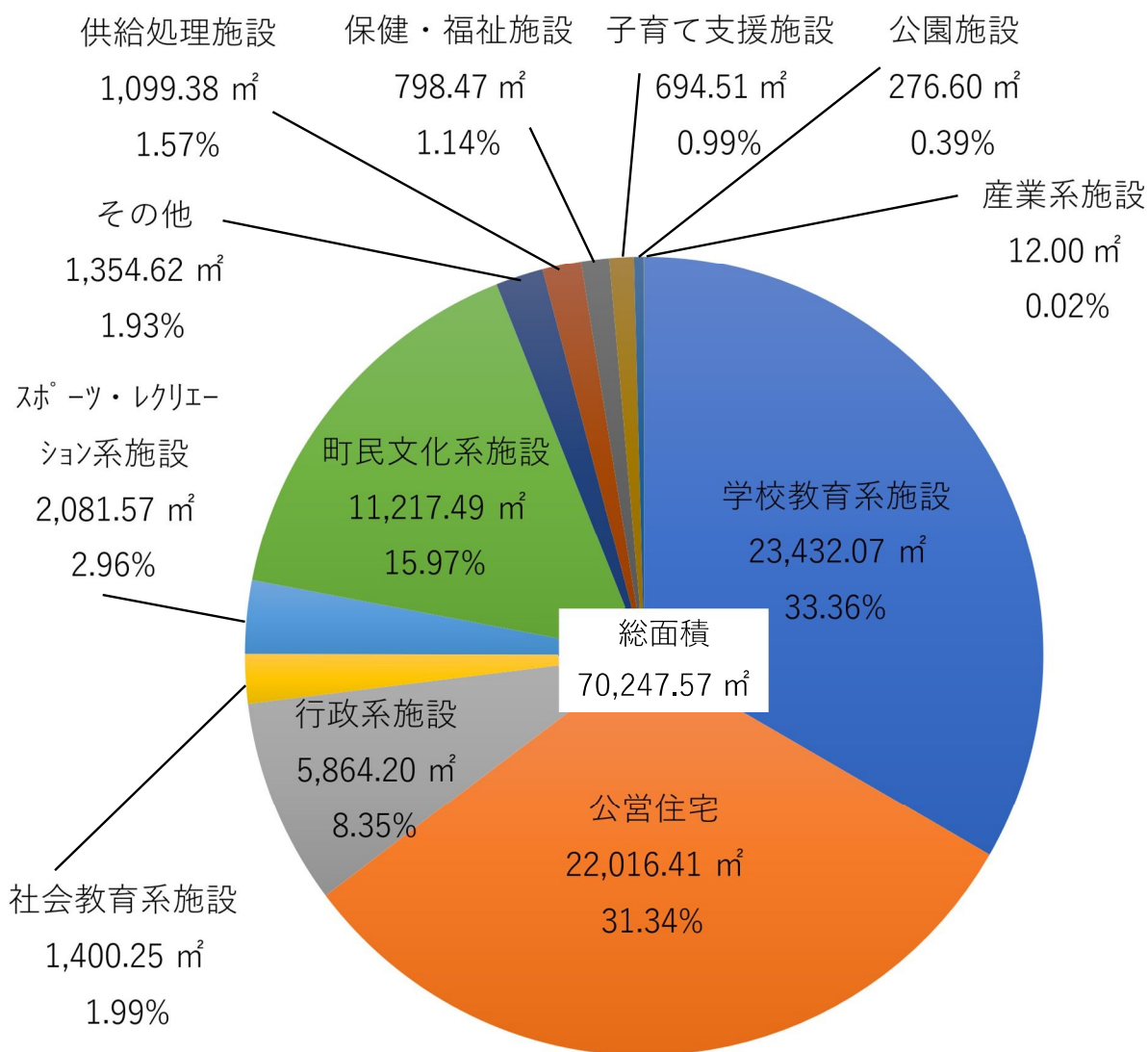


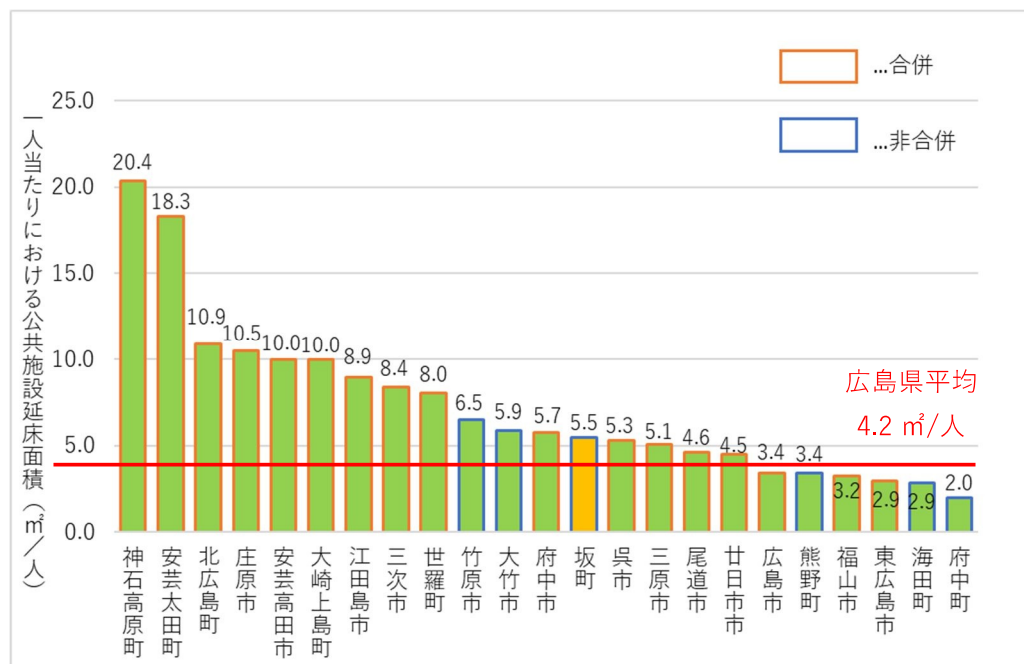
図 3-8 公共施設延床面積の割合

(2) 人口一人当たりの延床面積

本町が所有する公共施設の延床面積を人口一人当たりでみると、5.5 m²/人となっています（「経年比較表（公共施設状況調）」総務省）。広島県の平均は 4.2 m²、全国の平均は、3.8 m²/人となっています。

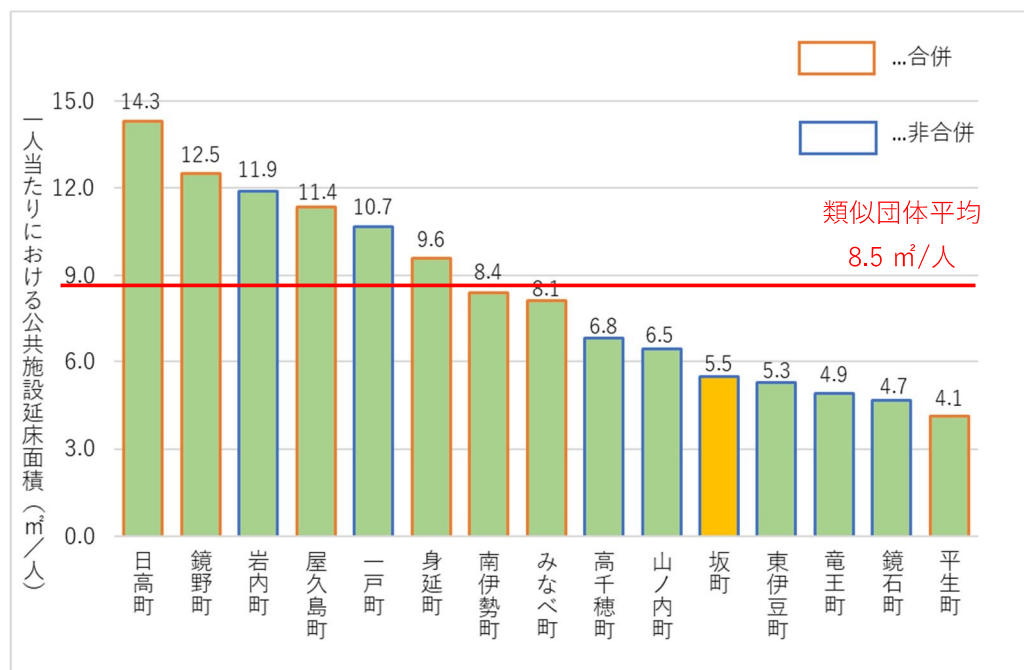
広島県下の市町の中で本町は県内平均よりわずかに多い状況です。

本町と人口が同規模の他団体（1.2 万人～1.3 万人）の平均は 8.5 m²/人となっており、その中では比較的少ない状況です。



「経年比較表（公共施設状況調）平成元年」総務省を加工

図3-9 広島県内市町の人口一人当たりの公共施設延床面積



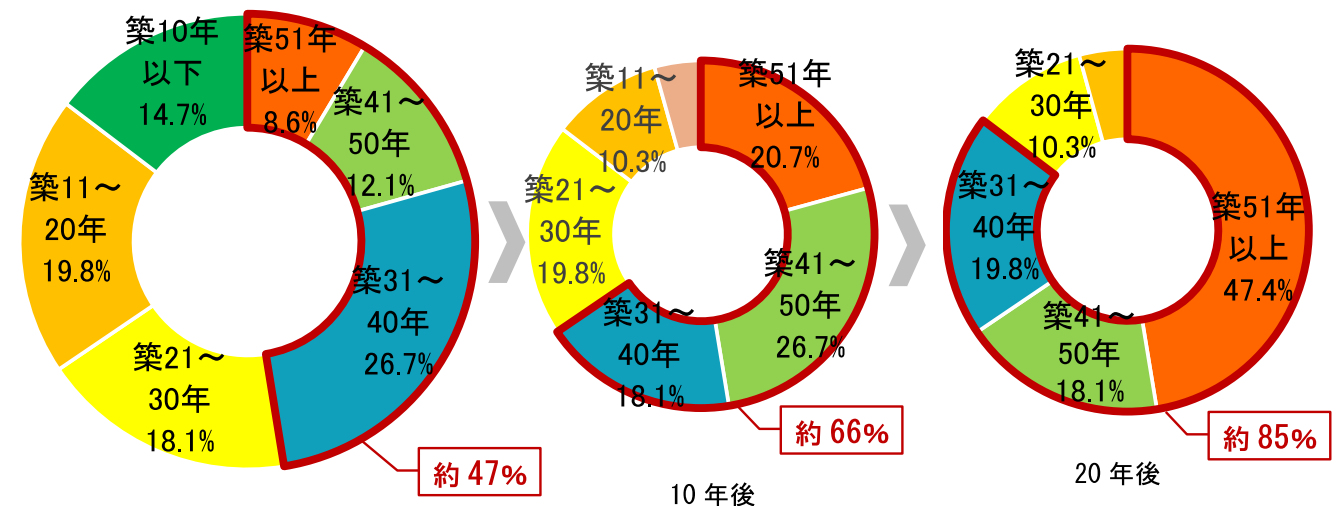
「経年比較表（公共施設状況調）平成元年」総務省を加工

図 3-10 人口規模類似団体の人口一人当たりの公共施設延床面積

(3) 築年数別の施設（棟）数及び延床面積

築年数別の施設（棟）数を全体でみると、一般的に施設の大規模改修（機能回復）時期を迎えている築 30 年を超える施設（棟）が約 47% 存在しています。また、長寿命化改修（機能向上）の目安となる築 40 年以上の施設（棟）が約 21% となっています。

公共建築物の老朽化に合わせて、維持補修や施設の更新等に多額の投資が必要になることが見込まれます。



現状（令和4年3月時点）

図 3-11 築年数別の施設（棟）数の割合

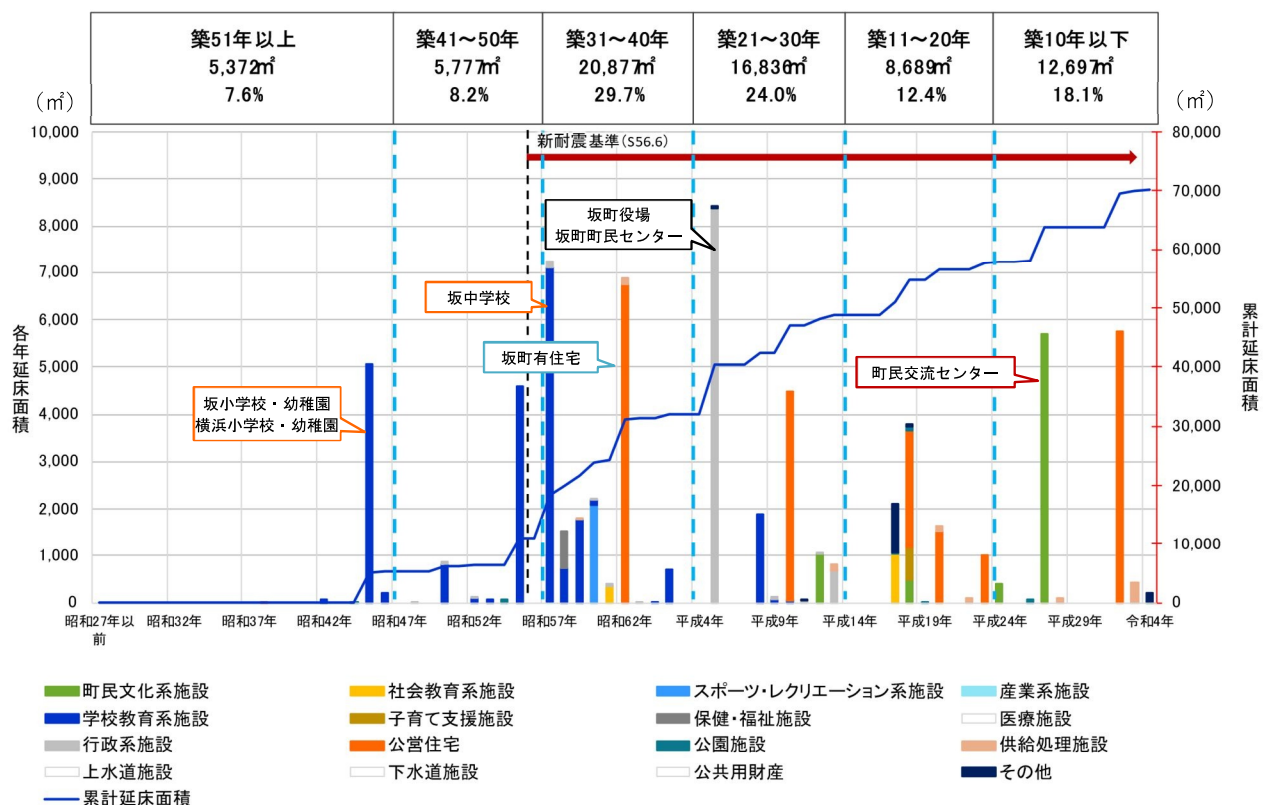


図 3-12 施設分類における築年数別の延床面積

3-1-3 有形固定資産減価償却率の推移

国・地方の財政状況は引き続き厳しい状況にあり、歳出削減等を進めて財政健全化を図ることが喫緊の課題となっている中で、地方公共団体が健全な財政運営を行うためには、住民や議会等の理解を得られるように、財政の状況及び分析に関する情報をできる限り正確に、かつ、わかりやすく公表することが重要となっています。

財政状況資料の1つであり「市町村公会計指標分析／財政指標組合せ分析表」に記載している「有形固定資産減価償却率」の推移は以下に示すとおりです。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の老朽化状況を示す指標で、割合が高いほど老朽化が進んでいることを示しています。本町の有形固定資産減価償却率は、平成30年度と比較して令和元年度はやや好転しましたが耐用年数の半分を経過していることを示す50%を超え、固定資産の老朽化が進行していることが伺えます。また、広島県内の平均値と比較しても、老朽化が進んでいることが伺えます。

表 3-2 有形固定資産減価償却率の推移 (％)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
坂町	62.1	64.0	63.2
広島県平均	54.8	60.0	61.0
全国平均	59.3	60.3	63.4

【参考：有形固定資産減価償却率について】

有形固定資産減価償却率は、保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となります。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令に規定されている耐用年数を用いることを原則としており、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないため、留意が必要です。

有形固定資産減価償却率

＝減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計(取得原価) － 土地等の非償却資産)

※総務省の計算式に合わせて、物品を分子及び分母から除外している。

【参考：建物構造別の耐用年数について】

以下に、減価償却率算出における建物構造別の耐用年数を示します。

表 3-3 建物構造別の耐用年数 (年)

用途名称	木造	鉄骨造	軽量鉄骨造	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄骨鉄筋コンクリート	プレストレスコンクリート	プレキャストコンクリート
坂町役場	24	38	30	50	41	50	50	50
校舎・園舎	22	34	27	47	38	47	47	47
体育館	22	34	27	47	38	47	47	47
公民館	24	38	30	50	41	50	50	50

3-1-4 公共施設等の維持管理経費

令和2年度の維持補修費（約1.0億円）及び普通建設事業費（約12.6億円）の合計は、約13.6億円となっています。

普通建設事業費のうち補助事業が約76.2%を占めており、住民負担を軽減させる運営となっています。

表 3-4 維持補修費及び財源別普通建設事業費内訳（令和2年度）

財源	内訳	費用（千円）	財源	内訳	費用（千円）
維持補修費	総務費	3,469	単独事業	総務費	21,285
	民生費	6,744		民生費	18,871
	衛生費	1,830		衛生費	3,849
	農林水産業費	5		農林水産業費	2,154
	土木費	77,958		土木費	90,314
	消防費	400		消防費	22,775
	教育費	7,963		教育費	60,837
	小計	98,369		小計	220,085
補助事業	衛生費	664	県営事業負担金	土木費	75,556
	土木費	444,678	小計		75,556
	消防費	142,839	同級他団体施行事業負担金	衛生費	3,448
	教育費	371,137	小計		3,448
	小計	959,318	合計		1,356,776

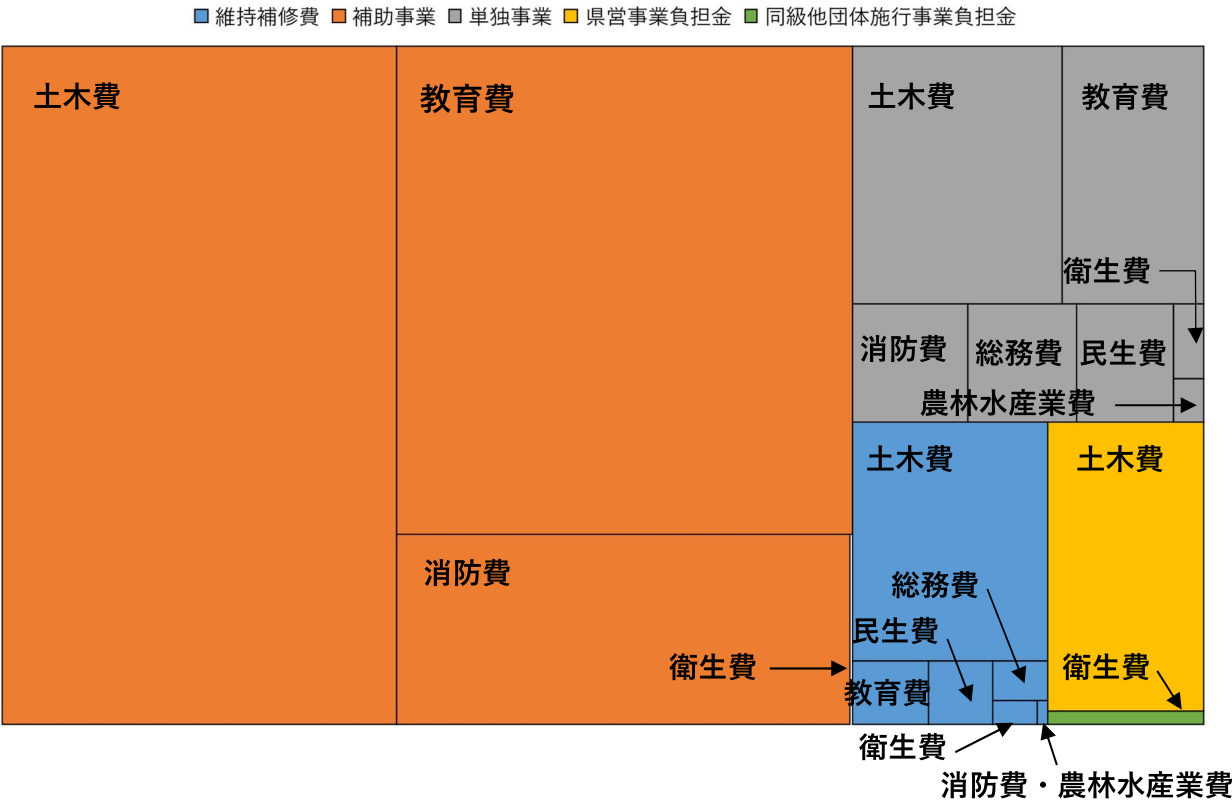


図 3-13 維持補修費及び財源別普通建設事業費（令和2年度）

3-2 インフラ施設の現況

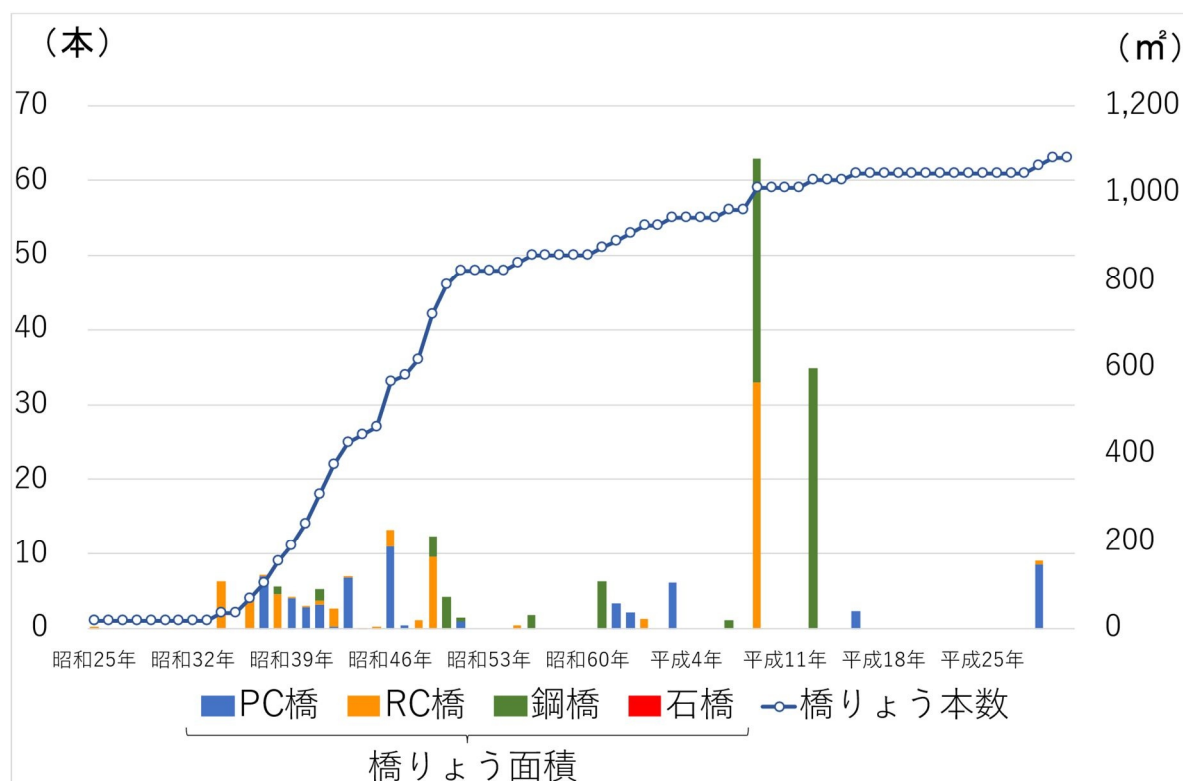
道路、橋りょう、下水道といったインフラ施設は住民の生活及び社会経済活動の基盤となる資産（施設）であり、産業、文化、経済の発展を支えるために必要不可欠な施設です。

インフラ施設は、利用状況、設置された環境等により劣化や損傷の進行が異なりますが、これらの施設ごとの差異を把握し、寿命の精緻な評価を実施することは、現状の技術では困難です。

そのため、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握していくことが重要で、点検・診断結果に基づく必要な対策を効率的かつ効果的に実施し、近年頻発する自然災害時や平時からの安心・安全を確保するために、最適な維持管理を確実に推進していくことが重要となります。

表 3-5 インフラ施設の保有量

	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)
道路	78,734	391,245	-
橋りょう	621	3,621	64
下水道	87,177	-	-



※年度不明分は対象外としています。

図 3-14 橋りょう 累計本数と年度ごと種類別面積

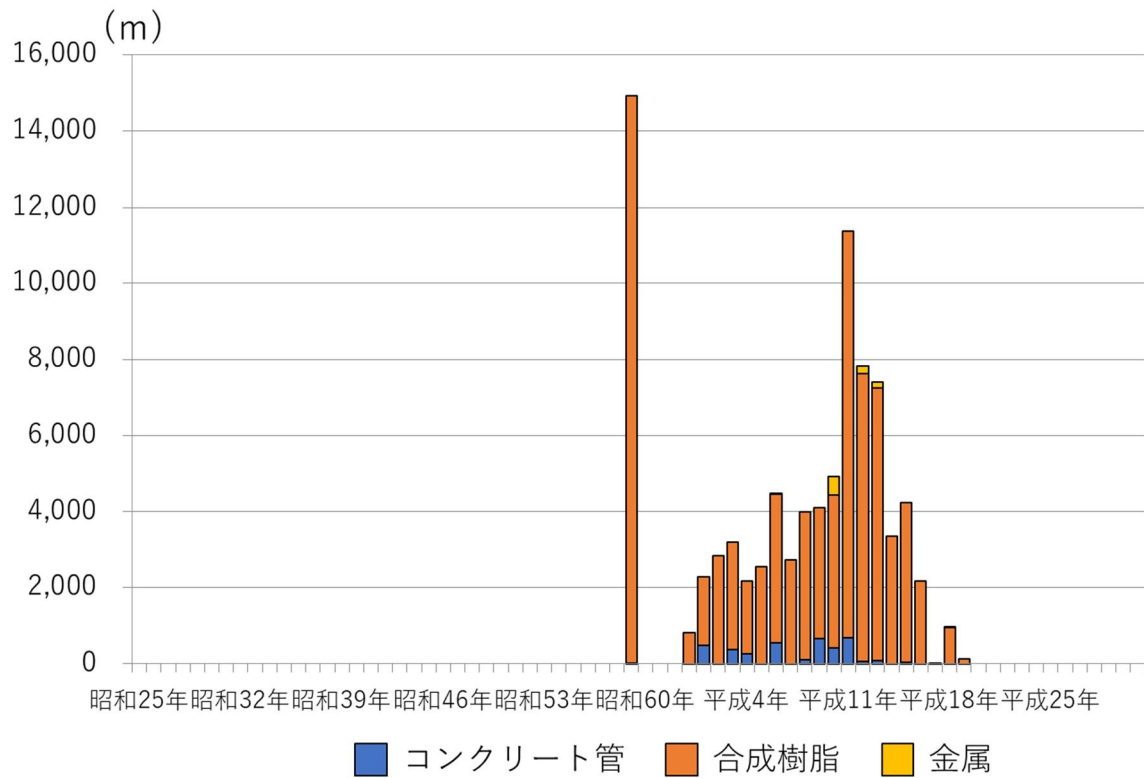


図 3-15 下水道 年度ごと管種別延長

※年度不明分は対象外としています。

4 公共施設等の将来の見通し

4-1 直近 10 年間の投資的経費の実績

直近 10 年間（平成 23 年度～令和 2 年度）の投資的経費について、将来コストとの比較及び本町の投資的経費の実績を把握するために、公共施設とインフラ施設を用途別に整理します。

直近 10 年間の投資的経費（下水道整備費を含む）の総額は約 143.4 億円であり、全体での年平均は約 14.4 億円となっています。この中には、災害復旧に係る経費も含まれており、本計画の対象である公共施設等に係る経費の総額は約 78.7 億円となっています。

その内訳は、公共施設に係る経費が約 61.0 億円、インフラ施設に係る経費は約 17.7 億円となっています。

表 4-1 投資的経費実績（直近 10 年間）

		総額 (億円)	投資的経費実績 (億円/年)
公共施設		61.0	6.1
インフラ	道路・橋りょう	16.9	1.7
	下水道	0.8	0.1
	小 計	17.7	1.8
用地取得費		6.8	0.7
その他		57.9	5.8
合 計		143.4	14.4

4-2 公共施設の将来コストの見込み

本町が保有する公共施設に係る更新費用を、総務省で公表している公共施設等更新費用の試算ソフトを使用し試算すると、令和4年度から令和43年度までの40年間で総額290.0億円（年平均7.3億円）の更新費用が必要であると見込まれます。

直近10年間の公共施設に係る投資的経費の年平均は6.1億円ですが、近年においては政策的投資をしていたものが多く、これからの人口減少等を予測した場合、投資的経費はさらに減少することが見込まれます。

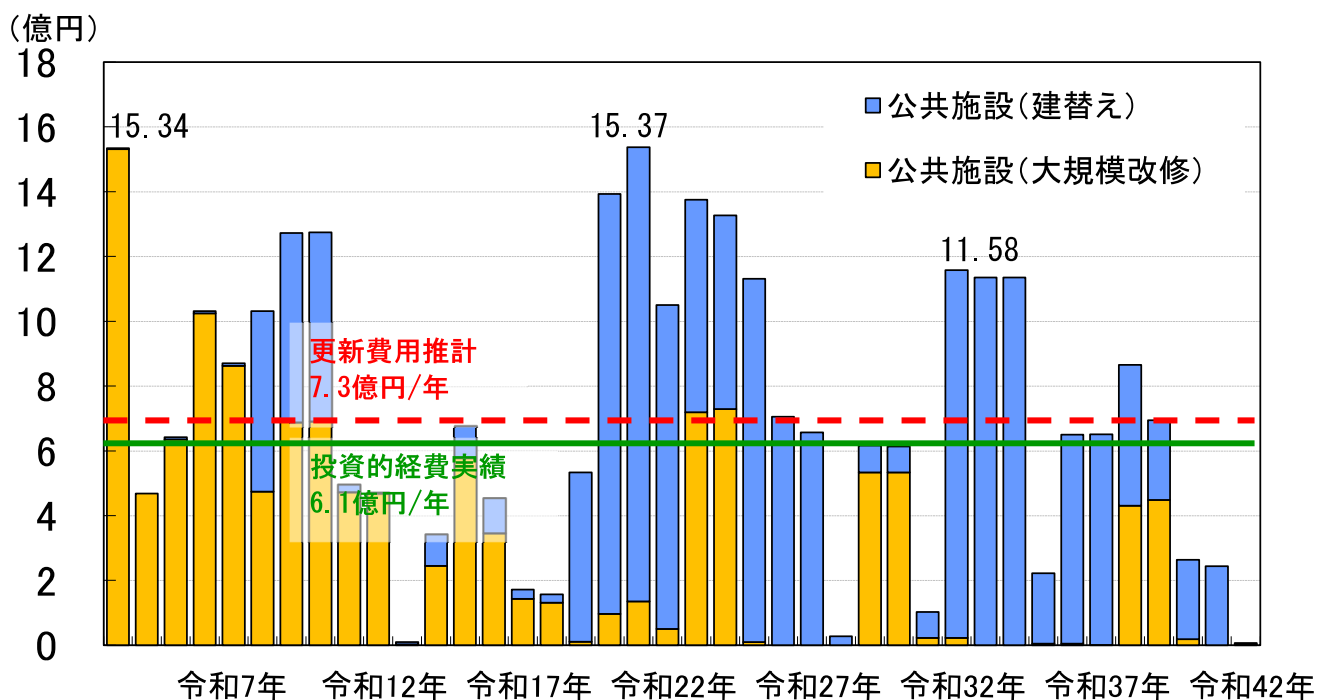


図 4-1 公共施設の将来コスト試算結果

【将来コスト試算の前提条件】

◆試算の前提条件として、以下の仮定に基づき試算を行いました。

- ・大規模改修を30年ごと、更新を60年ごとに行う。
- ・築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に費用が発生すると見込む。
- ・築50年以上のものは、更新の時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に更新する。
- ・築61年以上の公共施設の更新は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に費用が発生すると見込む。
- ・更新等の費用は、総務省調査による施設類型ごとの単価を使用する。

4-3 インフラ施設の将来コストの見込み

本町が所有するインフラ施設について、公共施設と同様に試算ソフトを用いて将来コストの見込みを試算すると、今後 40 年間で総額 176.7 億円（年平均 4.4 億円）の更新費用が必要となります。内訳は、道路が約 51.3 億円、橋りょうが約 15.6 億円、下水道が約 109.8 億円となっています。

本町がインフラ施設に支出した費用（平成 23 年～令和 2 年の平均金額）の実績は、1 年当たり約 1.8 億円となっており、今後必要と見込まれる費用と比べると、1 年当たりで約 2.6 億円の不足が見込まれます。特に、推計では令和 16 年（2034 年）に下水道の更新費用の増大に伴い、実績を大幅に上回る費用が必要と見込まれます。この下水道を計画的に更新・補修を行うために、費用の縮減・平準化を図りつつ捻出することが大きな課題となります。

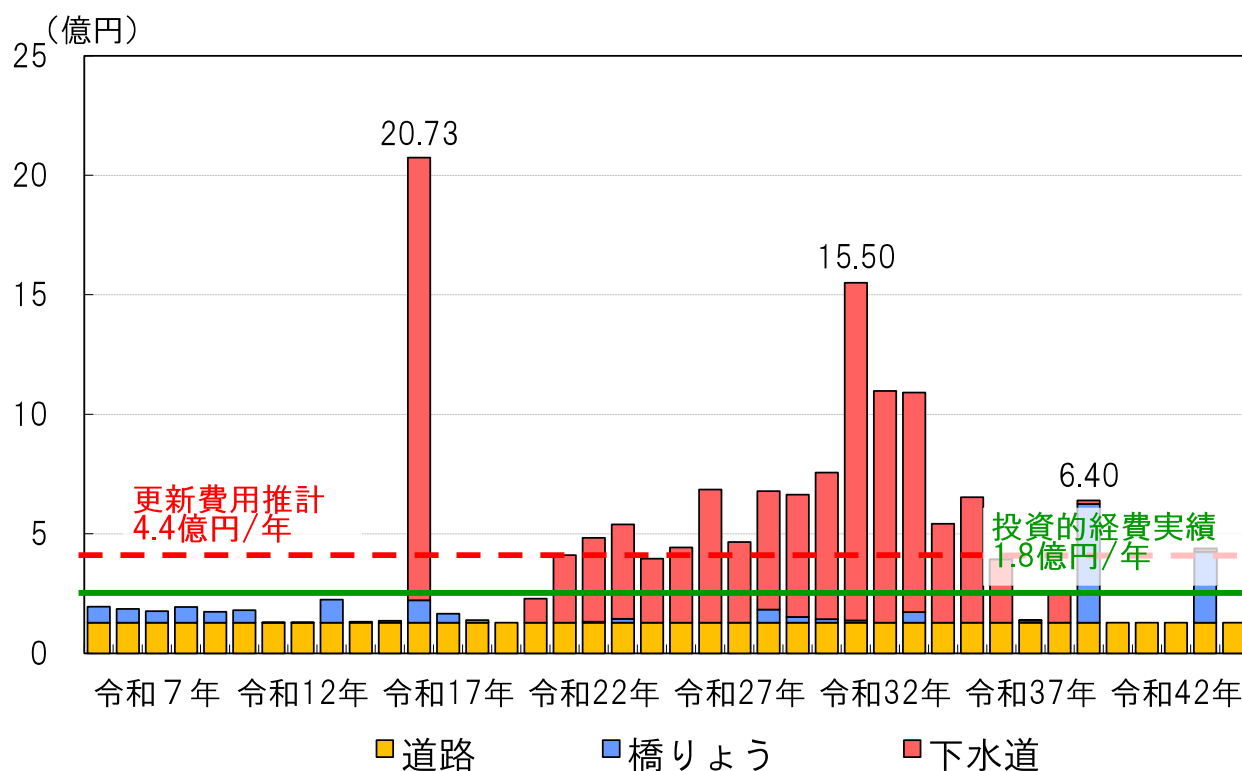


図 4-2 インフラ施設の将来コスト試算結果

※インフラ施設の年度不明分は、各年の延長面積で按分しています。

※道路の更新費用が一律となっているのは、道路の更新実施時期の把握が困難なため、道路総量に対して必要となる更新費用を、耐用年数の期間で均等に配分するためです。

【将来コスト試算の前提条件】

◆試算の前提条件として、以下の仮定に基づき試算を行いました。

- ・道路：15 年で舗装部分の打ち替え／橋りょう：60 年で架け替え／上水道管：40 年で更新／下水道：50 年で更新
- ・それぞれの施設（道路を除く施設）の更新期間以上の築年数が経過しているものは、更新が未実施であると仮定し、今後 5 年間で均等に行う。
- ・更新等の費用は、総務省調査による施設類型ごとの単価を使用する。

4-4 公共施設等の将来コストの見込み

前項までで取りまとめた公共施設とインフラ施設の更新費用の試算結果を合計すると、今後 40 年間に必要となる費用は、総額 466.7 億円（年平均 11.7 億円）と見込まれます。

本町の公共施設とインフラ施設に支出した投資的経費の費用（平成 23 年～令和 2 年の平均金額）の実績は、1 年当たり約 7.9 億円となっており、今後必要と見込まれる費用と比べると、1 年当たりで約 3.8 億円不足すると見込まれます。

将来にわたって、公共施設等が提供するサービスや機能を維持するためには、必要な修繕・更新費が投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題となります。このため、施設の長寿命化等によって必要な修繕・更新費を縮減する必要があります。

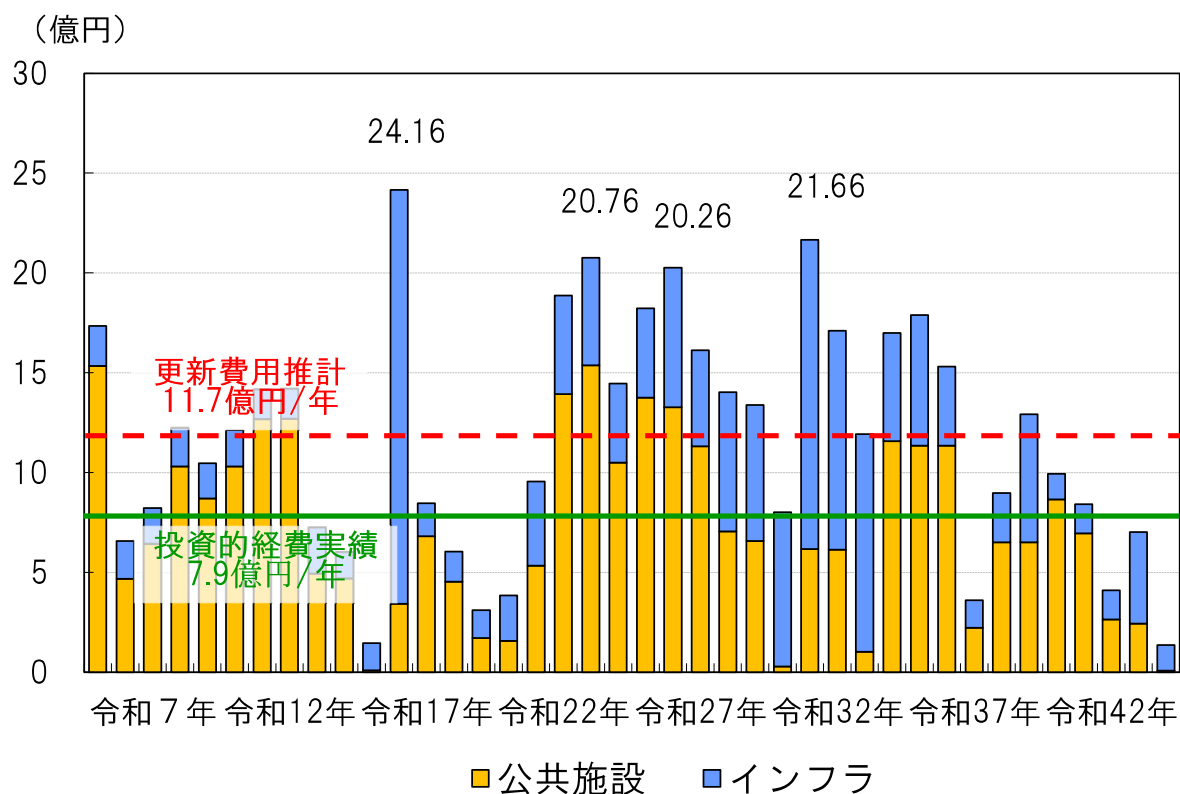


図 4-3 将来コスト試算結果（公共施設＋インフラ施設）

◆長寿命化改修によるコストダウンについて

- ・長寿命化改修による更新コストの削減効果については【学校施設の長寿命化改修の手引（平成 26 年 1 月）】の第 1 章 Q2 に以下の記述があります。

建物の建設費は一般的に、構造が 3 割、設備が 3 割、仕上げが 3 割、その他諸経費が 1 割で構成されています。構造躯体（柱、梁、壁、基礎等の構造耐力上主要な部分）を再利用する長寿命化改修では、構造躯体の新築工事がないたため、新築と比べて工事費を 3 割程度下げることができます。さらに、改築と比べると、解体量が大幅に削減され、工期も短縮されるため、4 割程度のコストダウンにつながります。

4-5 長寿命化対策

住民サービスの質の低下を招かずに、限られた財源で公共施設等を維持していくためには、定期的な点検・修繕による予防保全に努めるとともに、機能的な改善を図ることにより長寿命化を推進していく必要があります。本町では現在、以下に示す個別の長寿命化計画が策定されています。

表 4-2 本町における個別長寿命化計画

No.	長寿命化計画	策定年月
1	坂町下水道ストックマネジメント計画	平成 29 年 12 月
2	坂町トンネル個別施設計画	平成 27 年 2 月（平成 30 年 1 月一部改訂）
3	坂町橋梁個別施設計画	平成 29 年 3 月（平成 30 年 1 月一部改訂）
4	坂町営住宅等長寿命化計画	平成 25 年 3 月（令和 3 年 3 月改訂）
5	坂町学校施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月
6	町民ひろば及び社会教育施設長寿命化計画	令和 3 年 12 月
7	坂町舗装個別施設計画	平成 29 年 12 月（令和 4 年 3 月改訂）

個別施設計画の長寿命化対策による維持・更新コストの削減効果は、下水道で 1.1 億円/年、学校施設で 0.2 億円/年、社会教育施設等で 0.3 億円/年の削減が見込まれています。その他の全ての公共施設を長寿命化した場合の削減効果が 2 割あると仮定した場合は 0.5 億円/年の削減が見込まれ、更新費用推計 11.7 億円/年に対して、長寿命化対策をした場合は 2.1 億円/年削減された 9.6 億円/年となります。

単純更新費用推計：11.7 億円/年



長寿命化対策による削減効果：2.1 億円/年

長寿命化対策をした場合の更新費用推計：9.6 億円/年

(億円)

投資的経費実績（7.9 億円/年）との差額：約 1.7 億円/年

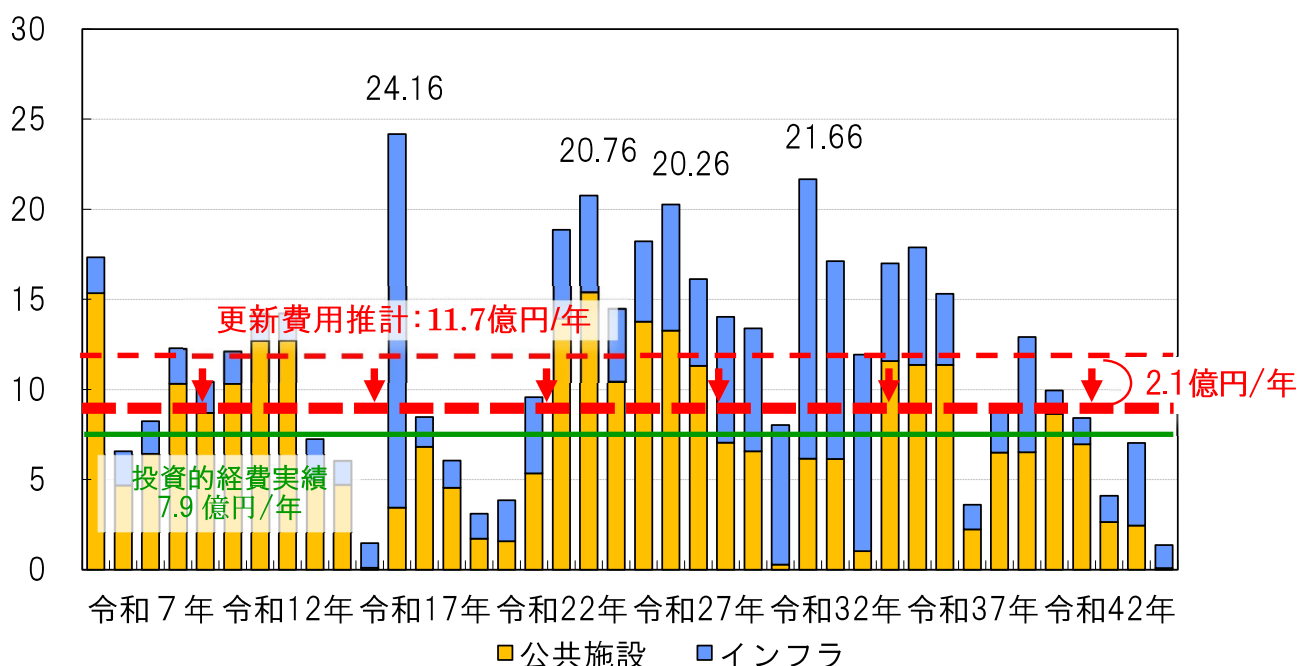


図 4-4 長寿命化対策による将来コスト縮減の見込み

5 削減目標及び計画期間

5-1 現状及び課題に対する基本認識

本計画における削減目標及び基本方針を示すために、前項までの内容を現状及び課題に対する基本認識として整理します。

表 5-1 現状及び課題に対する基本認識

	現 状	課 題
公共施設等	・住民一人当たりの公共施設延床面積は、県平均をわずかに上回っているものの、同規模の他団体の中では比較的少ない状況です。 ・現状では築年数が 30 年を超える施設（棟）数の割合は約 47%ですが、10 年後は約 66%になることが見込まれています。 ・県道坂小屋浦線に接続する新たな生活道路の整備を推進します。	・施設数や保有床面積は適正ですが、施設整備時期が近接しているため、更新時期の集中が予想されます。 ・施設の新設や維持のための費用が増大すると予想されます。
人口	・人口総数の減少とともに、少子高齢化を迎え、生産年齢人口は減少傾向にあります。	・人口減少による公共施設利用者数の減少と年齢構成の変化による住民ニーズの変化への対応が必要となります。 ・人口減少問題は、住民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる問題となります。
財政	・健全な財政状況が保たれています。 ・平成 30 年 7 月豪雨災害からの早急な復旧・復興を推進します。 ・坂町第 5 次長期総合計画において「まちの復旧・インフラの強靱化」「災害に強いまちづくり」「道路交通網の整備」を目指していることから、交通ネットワークやライフライン施設の多重化や予備手段の確保など、新たな投資的経費の増加が想定されます。	・生産年齢人口の減少による影響等、税収の減少が見込まれる状況に加え、少子高齢化による扶助費を含む義務的経費の増加等により、投資的経費に充てられる財源が減少するものと想定されます。 ・全ての公共施設を長寿命化した場合においても、今後の維持更新費用は、過去における投資的経費より 2 割程度増加するものと見込まれます。

5-2 削減目標

5-2-1 公共施設の削減目標

本町の公共施設は、余剰施設を保有していないため、削減目標は設定しません。

しかしながら、将来コスト試算結果から維持更新にかかる費用は、今後さらに増大することが見込まれています。こうした状況を踏まえると、公共施設のライフサイクルコストの縮減のための取組が必要です。そのために、今後は従来の事後保全型の改修や建替えを中心とした施設整備から、予防保全型の改修や健全な構造躯体を有する施設に対する長寿命化改修へ方針を転換し、ライフサイクルコスト縮減と財政負担の軽減・平準化を目指します。

利活用の進まない施設や老朽化した施設、更新の時期を迎えた施設については、将来の人口構造の変化や住民ニーズと各施設のサービス提供の在り方について十分な検討を行い、施設の集約化や複合化、用途廃止も含めた運営の見直しを行います。

5-2-2 インフラ施設の削減目標

インフラ施設についても、将来コスト試算結果から維持更新にかかる費用が過去の実績を大きく上回っており、今後の維持更新への備えが必要となります。

「坂町下水道ストックマネジメント計画」「坂町橋梁個別施設計画」等に基づく施設の維持管理等の効率化により、ライフサイクルコスト縮減と財政負担の軽減・平準化に努めます。

5-3 計画期間

本町における計画期間は当初計画において、平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間としており、中長期的な視点で公共施設等のマネジメントを実施するためにその期間を踏襲します。

なお、本計画は、坂町第 5 次長期総合計画との整合を図るために、原則として 5 年を目途に実態把握と中間評価を行っていきませんが、事業の進捗状況、財政状況、社会情勢や関連する計画の策定・改訂などを踏まえた上で、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。



図 5-1 坂町の計画策定・見直しの流れ

6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

6-1 計画の基本方針

本町における社会経済状況、公共施設等についての現状と課題を踏まえ、施設の長寿命化と本町の規模に応じた適正な行政サービスを提供するために、公共施設及びインフラ施設についての基本方針を設定します。

表 6-1 公共施設の基本方針

公 共 施 設	(1) 計画的な予防保全による長寿命化と総量の抑制によるコストの縮減
	公共施設等の維持管理費用や運営状況、建物性能や施設配置を把握し、町が有する施設の意義や地域的特性等を考慮した上で、必要性の低い施設、安全性の低い施設は廃止、統合などを実施し、維持する施設については、計画的な予防保全による長寿命化によって維持管理費を抑制することで財政的な負担軽減を図ります。
	(2) 年齢構成やニーズの変化に対応した行政サービスの提供
	少子高齢化の進展に伴う年齢構成や住民ニーズの変化などに対応して、中長期的な視点により、今後必要とされる施設の機能を充実させることで、総合的に行政サービスの維持・向上を図ります。
	(3) 広域連携等による新たな住民ニーズへの対応
	周辺自治体との広域連携等による施設整備を積極的に推進し、新たな住民ニーズへの対応や行政サービスの質を確保しつつ、施設総量や運営等コストの削減、防災、バリアフリー化の向上を図るための検討を行います。
	(4) 協働の理念に基づく行政サービスの実現
	民間譲渡、貸付、転用や PPP/PFI 等の民間活力を活用することによるコスト抑制を図りつつ、受益者負担の適正化による施設使用料の確保等により、継続的に施設の機能やサービスの提供ができるよう、住民をはじめとした多様な主体との協働を図り、効率的・効果的な行政サービスの実現を目指します。

表 6-2 インフラ施設の基本方針

イン フラ 施 設	(1) 計画的な維持管理の実施による安全性の確保
	定期点検、診断、保守やその他必要となる維持管理を計画的に実施することにより、安全性の確保を実現します。
	(2) 長寿命化による財政負担の平準化
	長寿命化計画の策定や実行によって、財政負担の平準化を図り、限られた財源の中で適切な維持管理、施設の改修・更新を実施します。
	(3) 冗長性（リダンダンシー）の確保
	自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークやライフライン施設の多重化や予備手段の確保による冗長性（リダンダンシー）の確保に努めます。

6-2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等を適切に管理するための実施方針を「点検・診断」「維持管理・修繕・更新」「安全確保」「耐震化」「長寿命化」「ユニバーサルデザイン化」「統合や廃止の推進」の観点で整理します。

なお、施設類型別の具体的な実施内容については、この実施方針や既存の長寿命化計画等と整合を図りながら個別施設計画等で決めていきます。

6-2-1 点検・診断の実施方針

公共施設等を安全で快適な状態で使用していくためには、建築基準法第12条やその他の法令等に基づき専門家が実施する定期点検に加え、施設管理者が実施する日常点検により、部位等の劣化状況を把握して、適宜、修繕等を行うことが重要です。

そのために、対処療法的な保全（事後保全）ではなく、計画的な予防保全の視点で点検・診断を実施していくことが必要となりますが、設備や施設の部位等によって、劣化兆候の把握判断の難易度や不具合が発生したときに安全・機能面での影響の大きさが異なることから、効果的かつ効率的に維持保全タイプを選択するものとします。

点検・診断の実施は「中長期保全計画策定の考え方」（国土交通省）を参考に運用することで、効率的かつ効果的なマネジメントとライフサイクルコスト縮減の実現を図ります。

表 6-3 点検・診断のタイプ分類

維持保全タイプ		対象となる部位等	対処方法
予防保全型	時間計画保全型	目視等の日常点検では劣化兆候の把握判断が困難であり、不具合が発生したときに安全・機能面での影響が大きいもの (例) 〔設備〕受変電設備、エレベーター等	耐用年数を考慮して、機能停止に至る前に計画的に修繕・更新を行う。
	状態監視※保全型	目視等の日常点検によって、ある程度劣化の進行を把握することが可能な部位等のうち、不具合が発生したときに安全・機能面での影響が大きいもの、若しくは、その劣化が他の部位等の劣化に大きな影響を与え得るもの (例) 〔建物部位〕屋根防水、外壁等	劣化や不具合の兆候に応じて、機能停止に至る前に修繕・更新を行う。
事後保全型		不具合が発生しても施設運営にあまり支障がなく、迅速に対処できる部位等 (例) 〔建物部位〕内装、内部建具等 〔設備〕衛生器具等	故障・機能停止後に修繕・更新を行う。

※状態監視保全は、「公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル」（H17.6 国土技術政策総合研究所）に則って運用する。

安全に関わる部位等については優先的に予防的な保全を行う。その他の部位等については、施設の使用、劣化や不具合による影響度の大小によって優先順位を判断した上で実施する。

表 6-4 点検・診断の種類と調査者

点検・診断	点検・診断者	実施年度						
		1	2	3	4	5	6	7
建築基準法 第 12 条点検	一級建築士等 有資格者	●			●			●
設備機器 定期点検	専門業者等	設備機器ごとの定期点検						
日常点検	施設管理者等	●	●	●	●	●	●	●

6-2-2 維持管理・更新の実施方針

厳しい財政状況の中で公共施設等を維持管理していく上で、それら施設を長く使うことが、ライフサイクルコスト縮減に効果があることから、施設等の機能や安全性を確保するため、施設毎に適切な管理方法を見定め、日常の保守・点検等の維持管理を図っていきます。

修繕・更新等については、長期的な視点で計画的に実施することにより、予防保全管理を徹底します。

公共施設等の更新時には、高耐久性部材の使用や新技術の採用などによって、新しい施設の長寿命化を図ります。

6-2-3 安全確保耐震化の実施方針

多くの住民が利用する公共施設等については、それら施設の利用時や災害時に備えた安全性の確保が必要です。

防災上重要な施設の構造躯体の耐震化は完了していますが、必要な耐震性を維持するために適切な管理を図ります。また、非構造部材や設備機器等についても、適切な管理を行い機能確保するとともに安全確保のための対策を実施します。

最新の耐震基準・耐震診断の結果を踏まえて、耐震性が十分でないものについては耐震化を実施しますが、「坂町耐震改修促進計画」に基づき目標をもって耐震化に取り組みます。

本町は海に面し、平坦地が少なく土地が急峻です。公共施設等の一部は津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地しています。これら施設については、更新する機会を捉え、災害時に備えた安全性を確保します。

施設の点検・診断結果から劣化・損傷などの危険性が認められたものについては、費用面・利用状況・優先度などを踏まえ、計画的に修繕・更新を実施し、安全性の確保を図ります。また、老朽化した建物や用途廃止された公共施設については、取壊し・除却などの対策を講じることにより、安全性を確保します。

6-2-4 長寿命化の実施方針

本町では「町民ひろば及び社会教育施設長寿命化計画」「坂町橋梁個別施設計画」「坂町下水道ストックマネジメント計画」「坂町学校施設長寿命化計画」等が策定済みですが、長寿命化を図ることで長期的に見た維持管理・修繕・更新等に係るコスト縮減が可能など長寿命化を行うことが適当な公共施設等においては、予防保全型管理の導入や快適性や耐久性、機能性の向上を目的とした改修を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

また、大規模改修が未実施で、今後も保持する公共施設については、費用面や利用状況を考慮しつつ大規模改修を実施し、さらに長寿命化改修をすることによって長期的な視点でライフサイクルコストの縮減を図ります。

なお、既に策定済み、または策定を予定している各種の個別施設計画や長寿命化計画については、本計画における方向性や方針について整合性を図りつつ、各計画の内容を踏まえて長寿命化を推進することとします。

表 6-5 改修等にかかる留意事項

改修等にかかる留意事項	
機能性(社会的要請)	将来の機能向上や用途変更、統廃合等への対応力・柔軟性等
耐久性	ライフサイクルコストへの配慮等
メンテナンス性	点検、維持管理、改修、更新等の容易性等
環境への配慮	環境負荷低減・省エネルギー等
工事における配慮	工事期間中の子育て支援施設利用者等に対する安全確保 授業や学校行事等への影響を最小化する工事工期の設定

6-2-5 ユニバーサルデザイン化の実施方針

新設・改築や長寿命化改修にあたっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザイン化を推進します。

ユニバーサルデザイン化を推進するにあたり、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議により決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、すべての人が利用しやすい施設づくりに努めます。

6-2-6 集約化・複合化、廃止の実施方針

1) 集約化・複合化、廃止における基本的な考え方

本町は現状において最小限の公共施設を保有していますが、将来の人口減少や社会環境の変化によって施設を減少させることが必要となり、公共施設の集約化・複合化、廃止する場合は、用途廃止する施設ごとに利活用方針を定め、貸付・譲渡・売却を積極的に行い、住民サービスの向上、施設管理経費の縮減または財源確保を図るものとし、次に示す順に検討を加えることを基本とします。

① 町による利活用

集約化・複合化、廃止の検討に当たっては、第一義的に他の施設への転用など町の施設として新たな活用方法を検討します。

② 自治会や他の公共団体による利活用

町による利活用計画が無く、自治会等の公共的団体または他の公共団体が公共・公益の用に利活用する場合は、優先的に譲渡を行うものとします。

③ 民間等との連携による利活用

①、②による利活用が無い場合は、民間活力を活かし、地域振興に資する新たなビジネス拠点などへの転換を図ります。

2) 集約化・複合化、廃止の方向性

公共施設については「公共性・公益性」を表わす評価軸と「市場性」（経済的な価値）を表わす評価軸との2軸によって、分類を整理します。

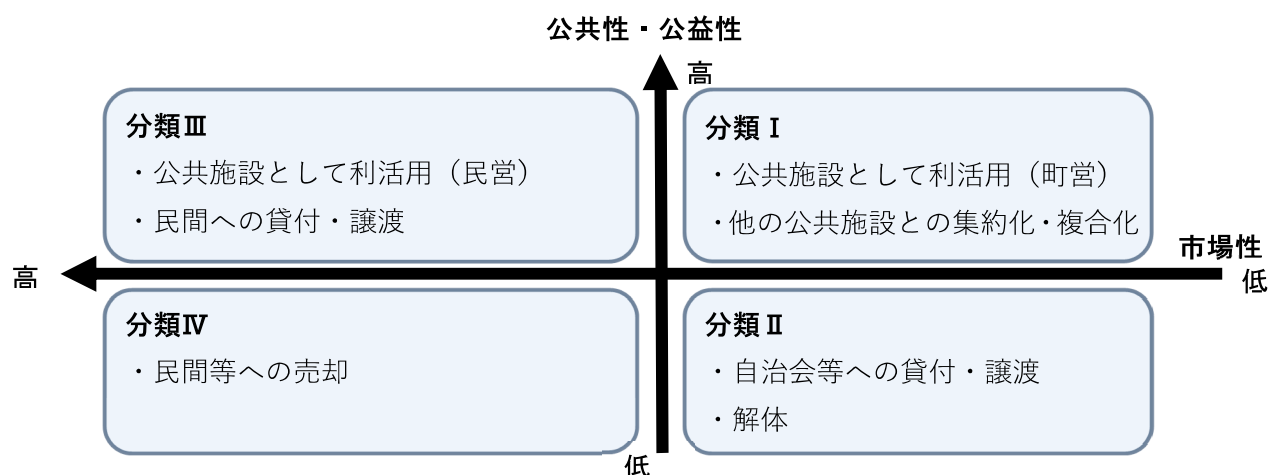


図 6-1 公共性・公益性と市場性との評価軸による整理

【 評 価 軸 】

・公共性・公益性の評価軸

サービスの効果・利益が住民や社会全体に及ぶ（住民生活全般の安定に行政関与が不可欠なもの）または、町有財産としての希少性・文化性など市場性の視点とは異なる基準を「公共性・公益性」とします。

・市場性の評価軸

公共施設の所在する立地条件、規模、建物性能などの条件を、不動産としての経済的観点から評価される基準を「市場性」とします。

3) 集約化・複合化、廃止の方針

① 分類Ⅰ（公共性・公益性が高く、市場性は低い公共施設）

公共施設として今後も町営により利活用する施設です。

公共サービスに対して施設規模が大きい場合は、他の公共施設や機能との集約化・複合化を検討します。

② 分類Ⅱ（公共性・公益性が低く、市場性も低い公共施設）

自治会等への貸付・譲渡を検討しますが、老朽化している施設や需要の見込めない施設は解体を検討します。

③ 分類Ⅲ（公共性・公益性が高く、市場性も高い公共施設）

第一義的に公共施設としての利活用を検討しますが、市場性の高さを活かし、民営及びそれによる付加価値を期待するほか、民間への貸付・譲渡による財源確保も検討します。

④ 分類Ⅳ（公共性・公益性が低く、市場性が高い公共施設）

民間等への売却を行うことによる財源確保を検討します。

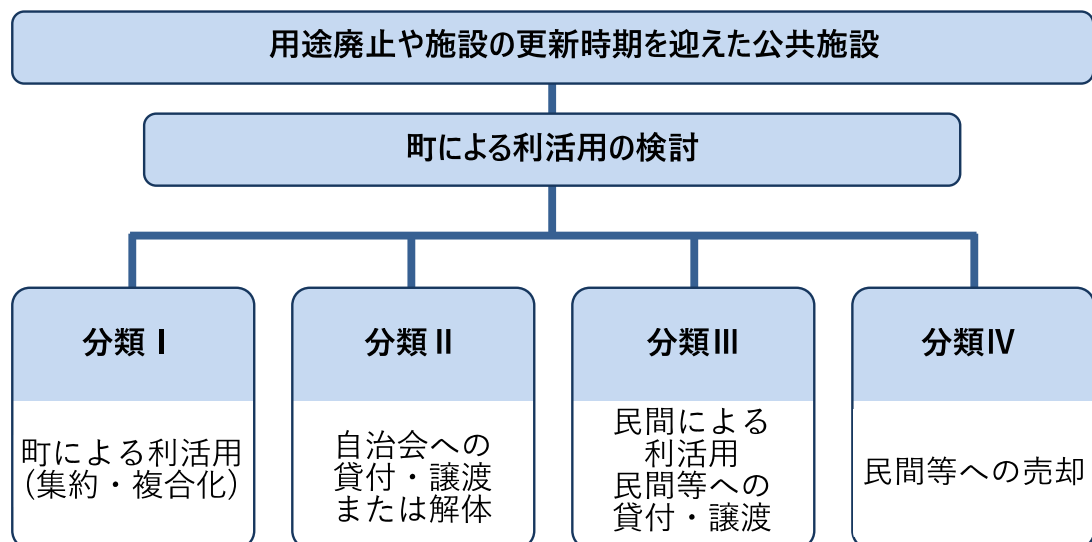


図 6-2 統合や廃止、複合化のフロー図

6-3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

6-3-1 全庁的な取組体制

本計画を実効性のあるものとし、公共施設等を効率的に維持管理するために、庁内にて継続的な協議ができる組織体制を構築し、本計画に基づく取組の推進や全庁的な調整を図るとともに情報管理・共有、民間活力の活用方針、技術部門と管理部門の連携強化など、庁内の横断的な体制整備を図っていきます。横断的な推進体制において、主に以下のような検討を行います。

- ① 公共施設等全体の情報収集、更新や維持管理に関する調整等を行う。
- ② 財務部門と密接に連携を行い、中長期的な財政状況を注視する。
- ③ 更新、修繕工事の優先順位付けを行う。
- ④ 運営委託、指定管理制度を用いた施設管理について調整を行う。
- ⑤ 民間の資金やノウハウを活用したPPP／PFIの導入について検討する。

6-3-2 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的・効率的に推進していくためには、公共施設等の基礎情報に加え、各施設所管課において個別に管理している維持管理費及び利用状況等に関する情報や、点検・修繕・建替え等の情報を一元管理することが必要です。

各データは、施設状況に変化が生じた際や改修、報告などが行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め内容を確認し、施設の効率的な維持管理に繋がっていきます。

6-3-3 議会及び住民との情報共有

本計画の趣旨や内容について、議会及び住民理解を得られるよう、本計画を本町公式ウェブサイト等に掲載し広くお知らせします。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や住民に対して随時情報提供を行い、町全体での認識の共有を図ります。

6-3-4 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本町では現在、固定資産台帳を用いた公共施設等の情報を管理しています。今後も、地方公会計の情報の適切な活用のために、適切な時期に固定資産台帳及び財務書類を作成・更新するとともに、庁内の情報管理・共有を円滑にし、横断的な体制整備を図ります。

6-3-5 フォローアップの実施方針

本計画で定めた内容を毎年度フォローアップし、進捗状況や取組成果を把握、検証します。また、公共施設等を取り巻く環境（利用動向・要望、施設の状況、町の財政状況、国、県の方針等）や施設整備・管理手法の変化にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを実施します。

中間評価を想定している5年後に本計画の見直しを行い、以降もおおむね5年程度の期間で継続して見直しを実施します。

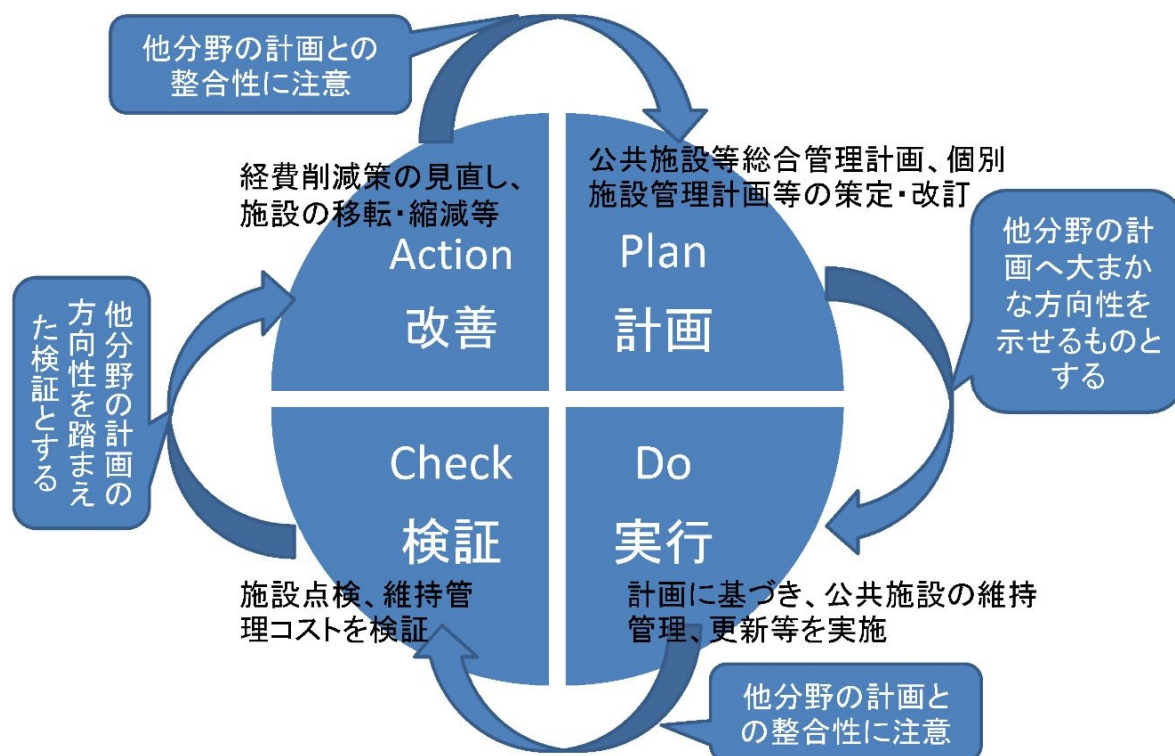


図 6-3 PDCA の概念図

6-3-6 広域連携

人口減少や高齢化等の影響により各市町が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後さらに近隣市町や関係自治体との連携が必要になります。公共施設等に対する多様なニーズに対応し、効率的な住民サービスを実現できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討していきます。

6-3-7 本町における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

大規模改修や更新が必要となる時期を見据えて、利用・運営の状況、社会情勢の変化などを総合的に検証し、施設の規模や機能の適正化を図るほか、住民生活への影響や地域の実情、民間との役割分担を十分考慮しながら、都市計画等本町の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることで、施設の統合や複合化、用途変更などの検討を行います。

7 公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設における施設類型は、総務省から提示されている分類を参考とし、本町公共施設を下表に従って分類します。この分類を基に公共施設及びインフラ施設の維持管理や再編の方針について基本的な方針を整理します。

表 7-1 公共施設の施設分類表

大分類	中分類
行政系施設	坂町役場等
	消防施設
	その他行政系施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
社会教育系施設	図書館
	公民館
	文化施設
子育て支援施設	幼保・こども園
	幼児・児童施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設
	保健施設
産業系施設	産業系施設
町民文化系施設	集会施設
公営住宅	公営住宅
公園施設	公園施設
供給処理施設	供給処理施設
その他	その他

7-1 公共施設の課題と管理方針

施設分類	具体的施設	課題等
行政系施設	坂町役場 平成ヶ浜町有施設 水防仮設倉庫 消防ポンプ格納庫	・坂町役場は築 30 年が経過しており、長寿命化計画に基づく改修が必要です。
スポーツ・レクリエーション系施設	B & G 海洋センター 北新地管理棟	・平成 12 年の大規模改修から 21 年が経過しており、長寿命化計画に基づく改修が必要です。
学校教育系施設	坂小学校 横浜小学校 小屋浦小学校 坂中学校 給食センター	・築 50 年を超える建物の床面積は全体の 22%、築 30 年を超える建物の床面積は全体の 91%を占めています。 ・学校施設の長寿命化計画は策定済みです。 ・耐震性の確保は図れていますが、建物の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づく改修が必要です。 ・バリアフリー化への検討が必要です。
社会教育系施設	坂公民館 図書館	・坂公民館は築 30 年が経過しており、長寿命化計画に基づく改修が必要です。
子育て支援施設	平成ヶ浜保育所	・築 17 年が経過しており、大規模改修の検討が必要です。
保健・福祉施設	保健センター	・築 40 年が経過し、老朽化が進んでおり、大規模改修の検討が必要です。
産業系施設	坂町漁船巻揚施設	・巻揚施設は昭和 57 年に設置しており、老朽化が進んでいます。
町民文化系施設	坂町町民センター 横浜ふれあいセンター 小屋浦ふれあいセンター コミュニティホールさか 町民交流センター	・坂町町民センターは築 30 年が経過しており、長寿命化計画に基づく改修が必要です。 ・小屋浦ふれあいセンターは築 23 年が経過しており、長寿命化計画に基づく改修が必要です。

公営住宅	平成ヶ浜住宅 ベシティー坂 鯛尾住宅 坂町有住宅 北新地二丁目住宅 坂東二丁目住宅 坂東三丁目住宅 横浜中央二丁目住宅 小屋浦一丁目住宅	・町営住宅が住宅セーフティネットの役割を担っており、今後も住宅に困窮する世帯の居住の安全確保を図る必要があります。 ・町有住宅（昭和 60 年度建設）は既に耐用年限の 1/2 を経過しており、長期的な視点から、維持管理計画を検討する必要があります。 ・誰もが利用しやすい設備等の整備など、居住性の向上を図る必要があります。
公園施設	公園内展望台 公園内トイレ その他公園内施設	・横浜公園の付属施設は築 43 年が経過しており、老朽化が進んでいます。 ・その他の公園内施設は比較的築年数が浅い状態です。
供給処理施設	たいびエコセンター ポンプ場	・浜宮ポンプ場は築 34 年が経過しており、老朽化が進んでいます。 ・その他の雨水ポンプ場は長寿命化を図った施設もあり、比較的築年数が浅い状態です。
その他	北新地倉庫 循環バス車庫 公衆トイレ 駐輪場	・北新地倉庫が築 30 年を経過しており、改修が必要です。 ・その他施設も築 20 年前後となっており、大規模改修の検討が必要です。

施設類型	管理方針
公共施設	・住民ニーズを把握しながら、施設の用途変更などの検討を進めていきます。 ・施設ごとに計画的に大規模改修を行い、積極的に長寿命化を図っていきます。 ・耐震性能が不足している建物は、残り寿命に応じた改修工事 の検討を進めていきます。

7-2 インフラ施設の課題と管理方針

施設類型	課題等
道路・橋りょう	・道路や橋りょうの維持管理は適時実施していますが、老朽化の進行に伴って、修繕箇所が増加していくことが考えられます。 ・橋りょうについては「坂町橋梁個別施設計画」が策定済みで、今後、計画に基づく維持・管理・更新を着実に実施していく必要があります。
下水道	・老朽化の進行により、管渠やポンプ場施設などの更新が課題になっています。 ・管渠の整備年に偏りがあり、更新が特定の時期に集中する懸念があります。 ・いわゆるゲリラ豪雨により浸水する恐れもあることから、適切な雨水排水能力を確保する必要があります。

施設類型	管理方針
道路・橋りょう	・修繕箇所の増加に備えて、道路の重要度に応じて管理レベルを区分することなどを含めて、方策を検討していきます。 ・橋りょうについては、1年に1回の目視点検と、5年に1回の専門家による近接点検を実施し、緊急度の高い損傷を確実に把握できるようにしていきます。 ・「坂町橋梁個別施設計画」に従って、橋りょうの長寿命化工事を推進していきます。
下水道	・管渠及び設備の更新計画を策定し、更新費用の負担が特定の時期に集中しないよう、計画的に事業を進めていきます。 ・地区ごとの実情を考慮しながら、適切な雨水排水能力の確保に努めていきます。

7-3 土地の課題と管理方針

課題等	・道路等を含めたすべての町有地を網羅した管理台帳がなく、状況が統一的に把握できていないものがあります。 ・長期間にわたって更地となっている町有地があります。
今後の方向性	・地方公会計の新制度導入に伴い、固定資産台帳を整備することから、この台帳を利用して全町有地の状況を統一的に把握していくように努めます。 ・普通財産の遊休地については、これまでの経緯を精査し、今後の利用目的を明確にした上で、処分等の方法も検討します。
管理方針	・定期的な点検により、補修や維持作業の必要性を把握します。 ・必要に応じて除草などを行い、適切な管理に努めます。 ・土地の現況を精査し、貸付けを行う事が可能な土地については、賃貸借契約を結び財源収入に結び付くように努めます。

坂町公共施設等総合管理計画

発行日 平成 29 年 3 月

改訂日 令和 4 年 3 月

坂町 総務部 総務課

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1

電話：082-820-1510 FAX：082-820-1522